

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書  
【提出先】 関東財務局長殿  
【提出日】 2022年10月7日提出  
【計算期間】 三菱UFJ 資産設計ファンド（分配型） 第31特定期間  
三菱UFJ 資産設計ファンド（バランス型） 第31特定期間  
三菱UFJ 資産設計ファンド（株式重視型） 第31期  
(自 2022年1月12日至 2022年7月11日)  
【ファンド名】 三菱UFJ 資産設計ファンド（分配型）  
三菱UFJ 資産設計ファンド（バランス型）  
三菱UFJ 資産設計ファンド（株式重視型）  
三菱UFJ国際投信株式会社  
【発行者名】  
【代表者の役職氏名】 取締役社長 横川 直  
【本店の所在の場所】 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号  
【事務連絡者氏名】 伊藤 晃  
【連絡場所】 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号  
【電話番号】 03-6250-4740  
【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- 「三菱UFJ 資産設計ファンド(分配型)」  
当ファンドは、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。
- 「三菱UFJ 資産設計ファンド(バランス型)」  
当ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。
- 「三菱UFJ 資産設計ファンド(株式重視型)」  
当ファンドは、信託財産の成長をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、各ファンドについて、2兆円です。

\*委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

**商品分類表**

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	M M F	インデックス型
	海外	債券		
	内外	不動産投信	M R F	特殊型 ( )
		その他資産 ( )	E T F	
		資産複合		

**属性区分表**

#### 三菱UFJ 資産設計ファンド(分配型)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり	日経225	ブル・ペア型
一般	年2回	(日本を含む)	ファンド	( )		
大型株	年4回	日本			T O P I X	条件付運用型
中小型株	年6回 (隔月)	北米	ファンド・オブ・ファンズ	なし	その他	ロング・ショート型 / 絶対収益追求型
債券		欧州			( )	
一般	年12回	アジア				その他
公債	(毎月)	オセアニア				
社債	日々	中南米				
その他債券	その他	アフリカ				
クレジット	( )	中近東				
属性		(中東)				
( )		エマージング				
不動産投信						

その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、債券、不動 産投信、通 貨))) 資産複合 ( )						
--	--	--	--	--	--	--

## 三菱UFJ 資産設計ファンド(バランス型)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月)	グローバル (日本を含む) 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東)	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ ファンズ	あり ( )	日経225 TOPIX その他 ( )	ブル・ペア型 条件付運用型 ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型 その他 ( )
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 ( )	年12回 (毎月) 日々 その他 ( )	エマージング		なし		
不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、債券、不動 産投信、通 貨))) 資産複合 ( )						

## 三菱UFJ 資産設計ファンド(株式重視型)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月)	グローバル (日本を含む) 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東)	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ ファンズ	あり ( )	日経225 TOPIX その他 ( )	ブル・ペア型 条件付運用型 ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型 その他 ( )
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 ( )	年12回 (毎月) 日々 その他 ( )	エマージング		なし		
不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、債券、不動 産投信、通 貨))) 資産複合 ( )						

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。実質的な組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いませんが、投資対象に適した、為替ヘッジを行わない投資信託証券が存在しない場合には、為替ヘッジを行う投資信託証券へ投資することがあります。

### 商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信(リート)	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF(マネー・マネージメント・ファンド)	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MRF(マネー・リザーブ・ファンド)	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家(受益者)に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したもの

### 属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。

	中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
	公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（B B B格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（B B格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
不動産投信		信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
		信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
		信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回	信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）	信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指標・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型 / 絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

### [ ファンドの目的・特色 ]

## ファンドの目的

### 「三菱UFJ 資産設計ファンド(分配型)」

世界の株式・債券・オルタナティブ資産を実質的な主要投資対象とし、分散投資を行うことにより、安定した収益の確保と着実な値上がり益の獲得をめざします。

### 「三菱UFJ 資産設計ファンド(バランス型)」

世界の株式・債券・オルタナティブ資産を実質的な主要投資対象とし、分散投資を行うことにより、着実な値上がり益の獲得と安定した収益の確保をめざします。

### 「三菱UFJ 資産設計ファンド(株式重視型)」

世界の株式・債券・オルタナティブ資産を実質的な主要投資対象とし、分散投資を行うことにより、値上がり益の獲得をめざします。

## ファンドの特色

### 特色 1

世界の株式・債券といった伝統的資産のみならず、不動産投資信託・絶対収益追求型運用といったオルタナティブ資産を加えた幅広い投資対象に分散投資します。

- 各資産内においては、株式・債券では地域・種別毎に7つの資産クラス、オルタナティブ資産では不動産投資信託(REIT)および絶対収益追求型運用の2つの資産クラスとした合計9つの資産クラスに分けてそれぞれ投資を行います。
- 実質的な組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。  
ただし、投資対象に適した、為替ヘッジを行わない投資信託証券が存在しない場合には、為替ヘッジを行う投資信託証券へ投資することができます。  
その場合、当該投資信託証券における組入外貨建資産については為替相場の変動による影響が低減されるため、ファンド全体では為替相場の変動の影響が小さくなります。

■ 債券とは、国債、政府機関債、国際機関債、地方債、社債ならびにハイイールド債券(格付会社によりJBB格相当以下の低い格付けを付与された社債)などをいいます。

！ 投資対象とする資産クラスおよび投資比率は、ファンドによって異なります。

## オルタナティブ資産への投資

「オルタナティブ」とは「～の代わりに、代替」と訳され、投資の世界で「オルタナティブ資産」というと、株式や債券といった伝統的資産とは異なる値動きが想定される投資対象資産もしくは運用手法のことをいいます。こうした値動きの異なる資産を伝統的資産と組み合わせることで分散投資の効果をねらいます。

### ファンドにおけるオルタナティブ資産とは…

<代替投資対象資産>  
**不動産投資信託(REIT)**

<代替運用手法>  
**絶対収益追求型運用**

#### <代替投資対象資産>

##### 不動産投資信託(REIT)

不動産投資信託証券とは、不動産投資法人の投資証券または不動産投資信託の受益証券をいいます。多数の投資家から資金を集めて不動産を所有、管理、運営し、そこから生じる賃貸料収入や売却益を投資家に分配する商品で、一般的にREIT(リート:Real Estate Investment Trust)と呼ばれています。分配金の原資は主に多数の物件からの賃貸料収入などです。

#### ■ 不動産投資信託(REIT)の運用イメージ

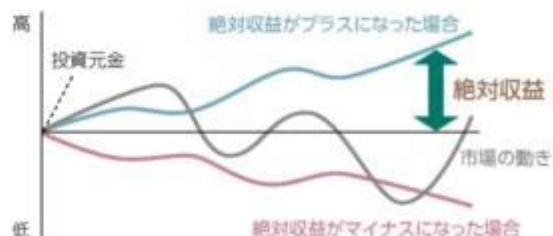


#### <代替運用手法>

##### 絶対収益追求型運用

絶対収益追求型運用とは、市場の動きを上回ることが目的でなく、投資元金に対する収益を追求することを目的とした代替運用手法です。世界の株式・債券・通貨を取り扱うとし、運用者の割安・割高の判断に基づくロング・ショート戦略を行うことにより、市場全体の上下動にかかわらず収益を獲得することを目指します。そのため、投資成果は運用者の判断に大きく依存します。

#### ■ 絶対収益追求型運用の運用イメージ



【】 上図は理解を深めていただくことを目的とした概念図であり、運用の成果をお約束するものではありません。

□ ロング・ショート戦略とは、主に割安と判断される資産または通貨を買い建て(ロング)、割高と判断される資産または通貨を売り建て(ショート)投資手法です。

買い建てた資産または通貨の価格上昇による収益獲得機会だけでなく、先物等を売り建てた資産または通貨の価格下落による収益獲得機会を追求します。

!! 世界の株式・債券・通貨を取り扱うとしますが、実際の運用にあたっては、株価指数先物、為替予約取引等を活用します。また、絶対収益追求型運用とは、絶対に収益が上がるという意味ではありません。

## 特色2

お客様の投資目標に合わせて、投資対象とする資産クラスおよび投資比率が異なる、「分配型」「バランス型」「株式重視型」の3ファンドをご用意いたします。

各ファンドの基本方針と  
基本投資割合

## 【分配型】

安定した利子収入が期待される債券を組み入れの中心とし、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長とともに、隔月での収益分配をめざします。



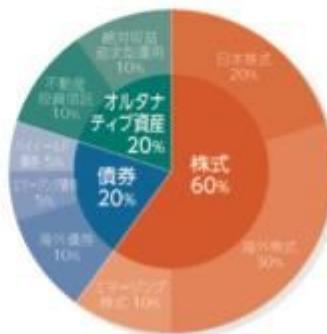
## 【バランス型】

成長性が期待される株式と、安定した利子収入が期待される債券をバランスよく組み入れ、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。



## 【株式重視型】

成長性が期待される株式を組み入れの中心とし、信託財産の成長をめざします。



それぞれのファンド間でスイッチング(乗換え)可能

- 各資産の種類および資産クラスへの投資比率は上図の通りとすることを基本としますが、実際の投資比率は、基本投資割合からカイ離する場合があります。また、各資産においては、複数の資産クラスに分け投資を行いますが、資産クラスおよび資産クラスの投資比率は市場環境の変化等により見直しを行う場合があります。

! スイッチングの際は、換金するファンドに対して信託財産留保額および税金がかかります。

👉 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)でご覧いただけます。

## 特色3

投資信託の調査・評価の専門会社である三菱アセット・ブレインズ株式会社から助言を受け、各資産クラスについて厳選した投資信託証券(ファンド)を組み入れます。

- 同一資産クラス内の投資信託証券への投資にあたっては、運用特性の分析により複数の投資信託証券を組み合わせて分散投資を行うことがあります。組入比率については、三菱アセット・ブレインズ株式会社からの助言に基づき決定します。また、投資信託証券は、定性・定量評価等により適宜見直しを行います。

## &lt;投資対象とする投資信託証券(指定投資信託証券)&gt;

資産	資産クラス	投資対象とする投資信託証券
株式	日本株式	三菱UFJ 日本株スタイル・ミックス・ファンドF(適格機関投資家限定) ストラテジック・リリューオープンF(適格機関投資家専用) GIMザ・ジャパン(適格機関投資家専用)
	海外株式	MFS外国株グロース・ファンドF(適格機関投資家専用) シユローダー・グローバル・エマージング株式ファンドF(適格機関投資家専用)
	エマージング株式	GIMエマージング株式ファンドF(適格機関投資家専用)
債券	日本債券	三菱UFJ 日本債券ファンドF(適格機関投資家限定) ノムラ日本債券オープンF(適格機関投資家専用)
	海外債券	グローバル債券コア・ファンド(適格機関投資家専用)
	エマージング債券	アライアンス・バーンスタン・エマージング市場債券ファンドB(適格機関投資家専用)
	ハイイールド債券	ペアリングス・グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド*
オルタナティブ 資産	不動産投資信託	MUAM J-REITマザーファンド
	絶対収益追求型運用	MUAM G-REITマザーファンド グローバル・アセット・モデル・ファンドF(適格機関投資家専用)

\*為替ヘッジを行う投資信託証券です。

!  
「資産クラス」は、各投資信託証券の主要投資対象もしくは運用手法です。

!  
上図は投資対象とする投資信託証券の一覧です。今後変更となる場合があります。  
上図に掲げるすべての投資信託証券に投資を行うとは限りません。

## [三菱アセット・ブレインズ株式会社とは]

**MAB** MITSUBISHI ASSET BRAINS

- 1998年12月に設立された、投資信託の調査・評価等を行う専門会社
- 「公平」「中立」「透明性」を確保し、客観的な基準による独自の絶対評価基準に基づき、定性評価を実施

!  
投資助言者、投資助言の内容、投資助言の有無等については、変更する場合があります。

## &lt;三菱アセット・ブレインズ株式会社の投資信託証券の評価・選定のポイント&gt;



(出所) 三菱アセット・ブレインズ株式会社

## 特色4

「分配型」は年6回、「バランス型」は年4回、「株式重視型」は年2回、毎決算時に分配を行います。

- 「分配型」の分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定するものとし、原則として配当等収益等を中心に安定した分配をめざします。ただし、毎年5・11月の決算時には、上記安定分配相当額のほか、分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。
- 「バランス型」および「株式重視型」の分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- 各ファンドについて分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。また、分配金額は運用実績に応じて変動します。

<分配のイメージ図>



■ 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

- ◆ 「分配型」の決算日は、1・3・5・7・9・11月の各9日(休業日の場合は翌営業日)とします。
- ◆ 「バランス型」の決算日は、1・4・7・10月の各9日(休業日の場合は翌営業日)とします。
- ◆ 「株式重視型」の決算日は、1・7月の各9日(休業日の場合は翌営業日)とします。

- 配当等収益等は、経費等控除後の配当等収益のほか、収益調整金および分配準備積立金の一部を含みます。
- 「分配型」のボーナス分配とは、5・11月の決算時に、2ヶ月毎の安定分配相当額に上乗せして行う分配です。なお、ボーナス分配を行わない場合があります。

## 収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



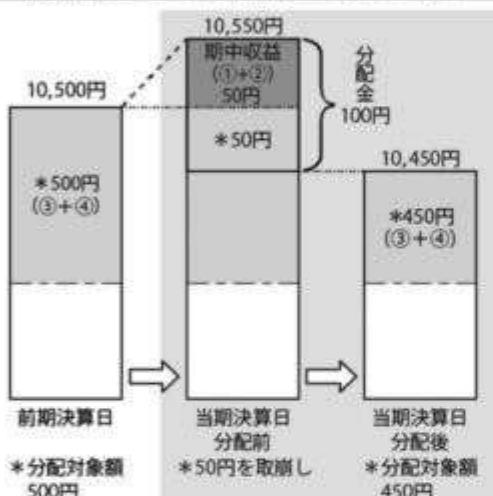
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

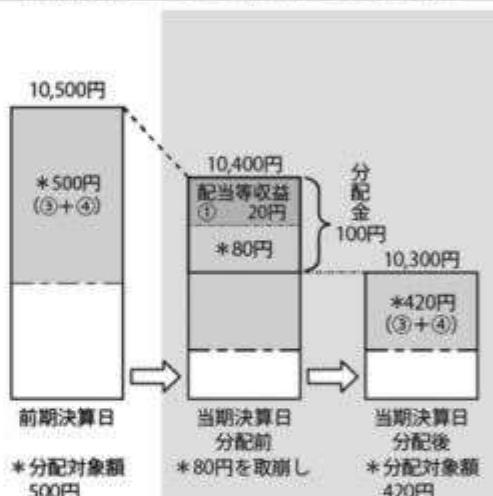
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

## 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

## 前期決算日から基準価額が上昇した場合



## 前期決算日から基準価額が下落した場合



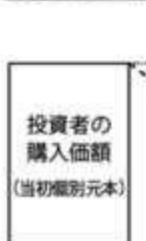
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

分配準備積立金：当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

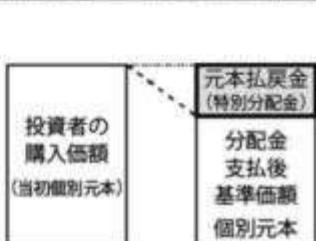
収益調整金：追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようするために設けられた勘定です。

- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

## 分配金の一部が元本の一部戻しに相当する場合



## 分配金の全部が元本の一部戻しに相当する場合



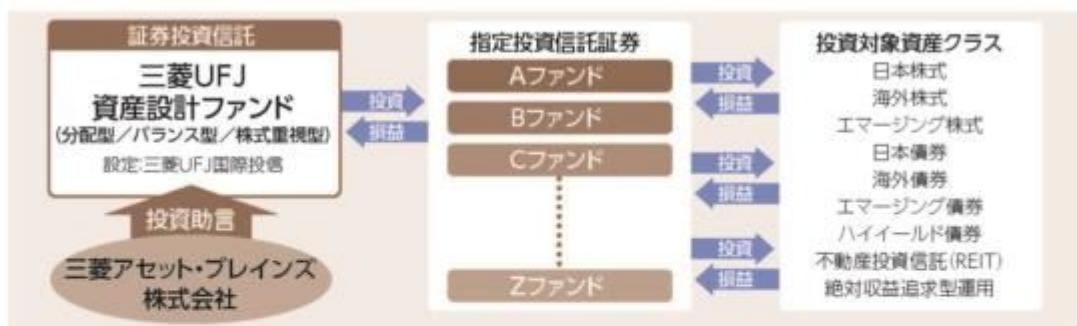
普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

## ■ファンドの仕組み

運用はファンド・オブ・ファンズ方式により行います。



! 上図はファンド・オブ・ファンズの仕組みを説明するためのイメージ図です。

## ■主な投資制限

株式	株式への直接投資は行いません。
投資信託証券	投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への直接投資は行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

### (2) 【ファンドの沿革】

2007年3月28日 設定日、信託契約締結、運用開始

### (3) 【ファンドの仕組み】

#### 委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家(受益者)

お申込金 収益分配金、解約代金等

販売会社 募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

お申込金 収益分配金、解約代金等

受託会社(受託者)

三菱UFJ信託銀行株式会社  
(再信託受託会社:日本マスタートラスト  
信託銀行株式会社)

信託財産の保管・管理等を行います。

委託会社(委託者)  
三菱UFJ国際投信株式会社

信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。

投資 損益

投資対象ファンド

投資 損益

有価証券等

#### 委託会社と関係法人との契約の概要

概要

委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社との業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

### 委託会社の概況（2022年7月末現在）

- 金融商品取引業者登録番号

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号

- 設立年月日

1985年8月1日

- 資本金

2,000百万円

- 沿革

1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始

2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社

が合併、商号を三菱投信株式会社に変更

2005年10月 三菱投信株式会社とユーワフジエイパートナーズ投信株式会社が合併、

商号を三菱UFJ投信株式会社に変更

2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三

菱UFJ国際投信株式会社に変更

- 大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

主として、国内外の各株式、国内外の各債券、世界の不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）について各資産を実質的な投資対象とする投資信託証券、ならびに国内外の株式・債券の先物取引、為替予約取引等を実質的な投資対象とし絶対収益の獲得をめざす投資信託証券に投資します。

各資産毎の投資信託証券への配分比率は、信託財産の純資産総額に対して以下の比率とすることを基本とします。

三菱UFJ 資産設計 ファンド（分配型）	<ul style="list-style-type: none"> <li>主として株式を実質的な投資対象とする投資信託証券 …概ね20%程度</li> <li>主として債券を実質的な投資対象とする投資信託証券 …概ね60%程度</li> <li>主として不動産投資信託証券を実質的な投資対象とする投資信託証券および絶対収益の獲得をめざす投資信託証券 …概ね20%程度</li> </ul>
-------------------------	--

三菱UFJ 資産設計 ファンド(バランス型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主として株式を実質的な投資対象とする投資信託証券 …概ね40%程度</li> <li>・主として債券を実質的な投資対象とする投資信託証券 …概ね40%程度</li> <li>・主として不動産投資信託証券を実質的な投資対象とする投資信託証券および絶対収益の獲得をめざす投資信託証券 …概ね20%程度</li> </ul>
三菱UFJ 資産設計 ファンド(株式重視型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主として株式を実質的な投資対象とする投資信託証券 …概ね60%程度</li> <li>・主として債券を実質的な投資対象とする投資信託証券 …概ね20%程度</li> <li>・主として不動産投資信託証券を実質的な投資対象とする投資信託証券および絶対収益の獲得をめざす投資信託証券 …概ね20%程度</li> </ul>

当ファンドの運用目標を達成するため、投資信託の調査・評価等の専門会社である三菱アセット・ブレインズ株式会社の助言を受け、各資産クラスごとに優れた運用成果を達成すると判断したファンドを選定します。

投資信託証券への投資にあたっては、指定投資信託証券の中から、分散して投資を行います。また各投資信託証券の組入比率は適宜見直しを行います。

指定投資信託証券は、定性・定量評価等により適宜見直しを行います。この際、投資信託証券が指定投資信託証券から外れることや、新たに指定投資信託証券（ファンド設定時以降に設定された投資信託（投資法人を含みます。）も含みます。）に指定されることがあります。

また、投資信託証券への投資は高位を維持することを基本とします。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

## (2) 【投資対象】

### 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

### 有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）ならびに投資証券および外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

2. コマーシャル・ペーパー

3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、2.の証券の性質を有するもの

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、1.の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

### 金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

<指定投資信託証券の概要>

ファンド名	三菱UFJ 日本株スタイル・ミックス・ファンドF（適格機関投資家限定）
基本方針	この投資信託は、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行います。
投資対象	日本株バリュー・ファンド・マザーファンド受益証券、日本株グロース・ファンド・マザーファンド受益証券および日本・小型株・ファンド・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほかわが国の株式に直接投資することがあります。
ベンチマーク	東証株価指数（TOPIX）
ファンドの関係法人	委託会社：三菱UFJ国際投信株式会社 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンド名	ストラテジック・バリュー・オープンF（適格機関投資家専用）
基本方針	この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
投資対象	ストラテジック・バリュー・オープン マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。
ベンチマーク	ありません。
ファンドの関係法人	委託会社：野村アセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社

ファンド名	GIMザ・ジャパン（適格機関投資家用）
基本方針	この投資信託は、この投資信託にかかる信託財産（以下「本信託財産」といいます。）の中長期的な成長を図ることを目的に、積極的な運用を行います。
投資対象	「GIMザ・ジャパン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
ベンチマーク	TOPIX（配当込み）
ファンドの関係法人	委託会社：JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社

ファンド名	MFS外国株グロース・ファンドF（適格機関投資家専用）
基本方針	この投資信託は、投資信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。
投資対象	「MFS外国株グロース マザーファンド」受益証券を主要な投資対象とします。
ベンチマーク	ありません。
ファンドの関係法人	委託会社：MFS インベストメント・マネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社 マザーファンドの投資運用会社：マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー

ファンド名	シュローダー・グローバル・エマージング株式ファンドF（適格機関投資家専用）
基本方針	信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

投資対象	シユローダー・グローバル・エマージング株式マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。ただし、市況動向等によっては、株式等に直接投資することもあります。
ベンチマーク	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円ベース)
ファンドの関係法人	委託会社：シユローダー・インベストメント・マネジメント株式会社 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社 マザーファンドの投資運用会社：シユローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド

ファンド名	GIMエマージング株式ファンドF(適格機関投資家専用)
基本方針	この投資信託は、この投資信託にかかる信託財産の中長期的な成長をはかる目的として運用を行います。
投資対象	「GIMエマージング株式マザーファンド(適格機関投資家専用)」の受益証券を主要投資対象とします。
ベンチマーク	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ベース)
ファンドの関係法人	委託会社：JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社 マザーファンドの投資運用会社：J.P.モルガン・インベストメント・マネジメント・リンク

ファンド名	三菱UFJ 日本債券ファンドF(適格機関投資家限定)
基本方針	この投資信託は、中長期的に信託財産の成長をめざして運用を行います。
投資対象	日本債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか、わが国の公社債に直接投資することができます。
ベンチマーク	NOMURA-BPI総合インデックス
ファンドの関係法人	委託会社：三菱UFJ国際投信株式会社 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンド名	ノムラ日本債券オープンF(適格機関投資家専用)
基本方針	この投資信託は、信託財産の成長を目標に運用を行なうことを基本とします。
投資対象	親投資信託であるノムラ日本債券オープン マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、直接公社債等に投資する場合があります。
ベンチマーク	NOMURA-BPI総合
ファンドの関係法人	委託会社：野村アセットマネジメント株式会社 受託会社：野村信託銀行株式会社

ファンド名	グローバル債券コア・ファンド(適格機関投資家専用)
基本方針	安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。
投資対象	グローバル・アグリゲート(除く日本)マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。
ベンチマーク	ブルームバーグ・グローバル総合インデックス(除く日本円、円ベース)
ファンドの関係法人	委託会社：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社 受託会社：みずほ信託銀行株式会社 マザーファンドの投資運用会社：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーおよびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)ピーティーアイ・リミテッド

ファンド名	アライアンス・バーン斯坦・エマージング市場債券ファンドB(適格機関投資家専用)
-------	---

基本方針	信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。
投資対象	主として「アライアンス・バーンスタイン・新興国債券マザーファンド」受益証券に投資します。
ベンチマーク	JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（円換算指数）
ファンドの関係法人	委託会社：アライアンス・バーンスタイン株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社 マザーファンドの投資運用会社：アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー、アライアンス・バーンスタイン・リミテッド、アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッドおよびアライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

ファンド名	ペアリングス・グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド
基本方針	この投資信託は、利子収益の確保および中長期的な値上がり益の獲得をめざして運用を行います。
投資対象	北米およびヨーロッパのハイイールド債券を主要投資対象とします。
ベンチマーク	ICE B of A ノンフィナンシャル・デベロップド・マーケット・ハイイールド・コンストレインド・インデックス（円ヘッジあり、円ベース）
ファンドの関係法人	委託会社：ペアリング・アセット・マネジメント・リミテッド、ペアリングス・エルエルシー 受託会社：ステート・ストリート・カストディアル・サービス（アイルランド）リミテッド

\* 為替ヘッジを行う投資信託証券です。

ファンド名	MUAM J - REITマザーファンド
基本方針	この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目標として、運用を行います。
投資対象	わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場している（上場予定を含みます。）不動産投資信託証券（不動産投資法人の投資証券もしくは新投資口予約権証券または不動産投資信託の受益証券をいいます。）を主要投資対象とします。
ベンチマーク	東証REIT指数（配当込み）
ファンドの関係法人	委託会社：三菱UFJ国際投信株式会社 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンド名	MUAM G - REITマザーファンド
基本方針	信託財産の成長を目指して運用を行います。
投資対象	S & P 先進国REITインデックス（除く日本、配当込み、円換算ベース）に採用されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。
ファンドの関係法人	委託会社：三菱UFJ国際投信株式会社 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンド名	グローバル・アセット・モデル・ファンドF（適格機関投資家専用）
基本方針	この投資信託は、日本円の短期金利水準を上回る収益の獲得を目指して積極的な運用を行なうことを基本とします。
投資対象	グローバル・アセット・モデル・ファンド マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。なお、短期有価証券等に直接投資する場合があります。
ベンチマーク	1ヵ月円TIBOR
ファンドの関係法人	委託会社：野村アセットマネジメント株式会社 受託会社：野村信託銀行株式会社

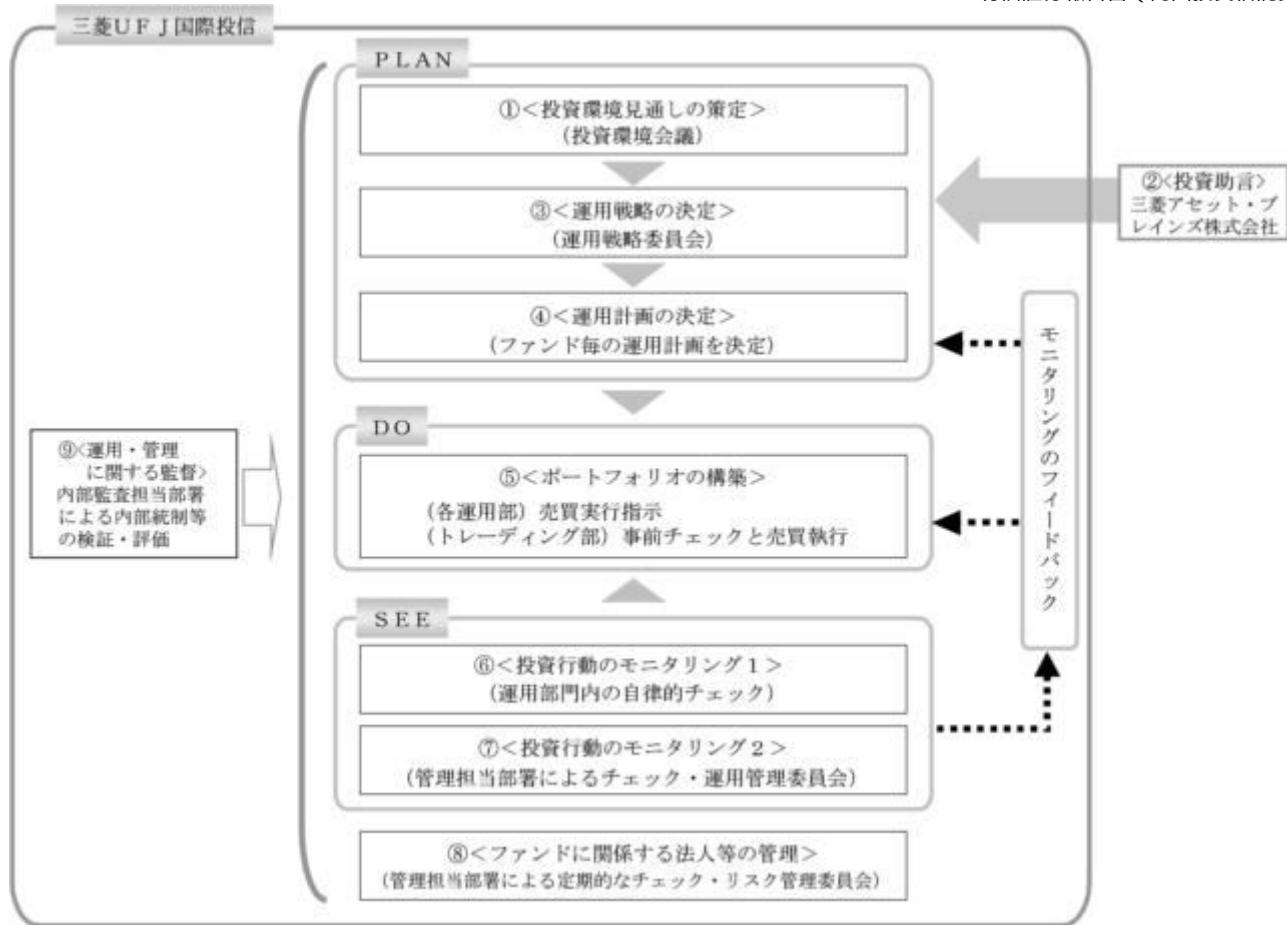
今後、上記の記載内容が変更となる場合、または繰上償還等により除外される場合、あるいはここに記載されたもの以外の投資信託証券が新たに追加となる場合があります。

ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。



## 指数について

- ・東証株価指数(TOPIX)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指數値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
- ・TOPIX(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指數値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円ベース)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されているインデックスを円換算したものです。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。
- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ベース)は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、米ドルベース)をもとに、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社が計算したものです。
- ・また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
- ・NOMURA-BPI総合インデックス(NOMURA-BPI総合)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券バフォーマンスインデックスです。当該指標の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指標の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指標を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
- ・ブルームバーグ・グローバル総合インデックス(除く日本円、円ベース)とは、ブルームバーグが算出する世界の投資適格債券(円建てのものを除く)の値動きを表す指標です。
- ・ブルームバーグは、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社(以下「ブルームバーグ」と総称します。)のサービスマークであり、三菱UFJ国際投信による一定の目的での利用のためにライセンスされています。ブルームバーグの指標はブルームバーグが算出し、配信し、販売するものです。ブルームバーグは、三菱UFJ国際投信の関係会社ではなく、ブルームバーグは、三菱UFJ国際投信が運用するファンドを承認し、是認し、レビューまたは推薦するものではありません。ブルームバーグは、ブルームバーグの指標に関するいかなるデータまたは情報の適時性、正確性または完全性を保証するものではありません。
- ・JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円換算指標)とは、JPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指標で、エマージングマーケット債市場の代表的なインデックスを円換算したものです。当指標の著作権はJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。
- ・ICE BofA ノンフィナンシャル・デベロップド・マーケット・ハイイールド・コンストレインド・インデックス(円ヘッジあり、円ベース)とは、ICE Data Indices, LLC、ICE Dataまたはその第三者の財産であり、三菱UFJ国際投信は許諾に基づき使用しています。ICE Dataおよびその第三者は、使用に関して一切の責任を負いません。
- ・東証REIT指数(配当込み)とは、東京証券取引所に上場している不動産投資信託全銘柄を対象として算出した東証REIT指数に、分配金支払いによる権利落ちの修正を加えた指標です。
- ・東証REIT指数の指標値及び東証REIT指数に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指數値の公表、利用など東証REIT指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証REIT指数に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
- ・S&P先進国REITインデックスとは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCが有するS&Pグローバル株価指標の採用銘柄の中から、不動産投資信託(REIT)及び同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて算出される指標です。
- ・S&P先進国REITインデックス(除く日本、配当込み、円換算ベース)は、S&P先進国REITインデックス(除く日本、配当込み)をもとに、委託会社が計算したものです。
- ・S&P先進国REITインデックスはS&P Dow Jones Indices LLC(「SPDJI」)の商品であり、これを利用するライセンスが三菱UFJ国際投信株式会社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®はStandard & Poor's Financial Services LLC(「S&P」)の登録商標で、Dow Jones®はDow Jones Trademark Holdings LLC(「Dow Jones」)の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJIに、特定目的での利用を許諾するサプライセンスが三菱UFJ国際投信株式会社にそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&Pまたはそれぞれの関連会社によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これら関係者のいずれも、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、S&P先進国REITインデックスの誤り、欠落、または中断に対して一切の責任も負いません。
- ・1ヵ月円TIBORは、円短期金利の代表的な指標の一つで、東京市場で大手銀行が相互に資金を貸しつける際に適用する金利です。



### 投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

### 投資助言

当ファンドは、三菱アセット・ブレインズ株式会社（「助言元」といいます。）から運用戦略または運用計画の立案に資する投資助言を受けています。

### 運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通し、およびの投資助言に沿って運用戦略を決定します。

### 運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

### ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

### 投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

### 投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

### ファンドに関係する法人等の管理

助言元、受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

### 運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健

全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

#### ( 4 ) 【分配方針】

「三菱UFJ 資産設計ファンド（分配型）」

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。以下同じ。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定するものとし、原則として配当等収益等を中心に安定した分配をめざします。ただし、毎年5月・11月の決算時には、上記安定分配相当額のほか、上記 の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。なお、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

「三菱UFJ 資産設計ファンド（バランス型）」

「三菱UFJ 資産設計ファンド（株式重視型）」

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

#### ( 5 ) 【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

株式

株式への直接投資は行いません。

外貨建資産

外貨建資産への直接投資は行いません。

投資信託証券

投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

信用取引

信用取引の指図は行いません。

公社債の借入れ

a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることがあります。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行ふものとします。

b . a . の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c . 信託財産の一部解約等の事由により、b . の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

資金の借入れ

a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資

金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- b . 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c . 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

#### 信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### 3 【投資リスク】

#### ( 1 ) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

#### 価格変動リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動し、また、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動し、不動産投資信託証券の価格は保有不動産等の価値やそこから得られる収益の増減等により変動するため、当ファンドはその影響を受け株式や公社債、不動産投資信託証券の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

保有不動産等の価値は、不動産市況、社会情勢等のマクロ的な要因の他、不動産の質や収益増減等の個別の要因によって変動しますが、災害等による保有不動産の滅失、劣化または毀損があった場合には、その影響を大きく受けることがあります。なお、保有不動産等から得られる収益は、賃料水準、稼働率、借入金利等の要因により変動します。

また、不動産投資信託証券は、株式と同様に上場市場で取引が行われ市場の需給を受けて価格が決定しますが、利回りに着目して取引される傾向もあるため、公社債と同様に、金利の影響を受けることがあります。よって、金利の上昇局面では、不動産投資信託証券に対する投資価値が相対的に低下し、不動産投資信託証券の市場価格が下落する場合があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。一般に、有価証券先物取引等は原資産となる有価証券等の価格変動等を受けて価格が変動するため、当ファンドはその影響を受けます。有価証券先物取引等の買い建て価格が下落した場合、もしくは売り建て価格が上昇した場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

#### 為替変動リスク

実質的な主要投資対象である海外の株式や公社債、不動産投資信託証券は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

ただし、投資対象に適した、為替ヘッジを行わない投資信託証券が存在せず、為替ヘッジを行う投資信託証券へ投資する場合には、当該投資信託証券における組入外貨建資産について為替

相場の変動による影響が低減されるため、ファンド全体では為替相場の変動の影響が小さくなります。為替ヘッジを行う場合で円金利がヘッジ対象通貨建の金利より低いときには、これらの金利差相当分がヘッジコストとなります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

#### 信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

#### 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式や公社債、不動産投資信託証券の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、不動産投資信託証券は、株式と比べ市場規模が小さく、また、一般的に取引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にあります。

#### カントリーリスク

新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデーターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む可能性が高まることがあります。

投資対象とする投資信託証券には、格付けの低いハイイールド債券を主要投資対象としているものがあり、格付けの高い公社債への投資を行う場合に比べ、価格変動・信用・流動性の各リスクが大きくなることがあります。

#### 留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ・不動産投資信託証券および不動産投資信託証券が保有する不動産に係る法律、税制、会計などの制度変更が、不動産投資信託証券の価格や配当率に影響を及ぼすことがあります。不動産投資信託証券の投資口数が増加する場合、1口当たりの不動産投資信託証券の収益性が低下することがあります。

#### (2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、運用管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。運用管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

##### トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

**コンプライアンス担当部署**

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

**リスク管理担当部署**

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

**内部監査担当部署**

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

\* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

**■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等**

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

**三菱UFJ 資産設計ファンド(分配型)****● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移**

(2017年8月末～2022年7月末)

**● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較**

(2017年8月末～2022年7月末)



- ・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- ・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

**三菱UFJ 資産設計ファンド(バランス型)****● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移**

(2017年8月末～2022年7月末)

**● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較**

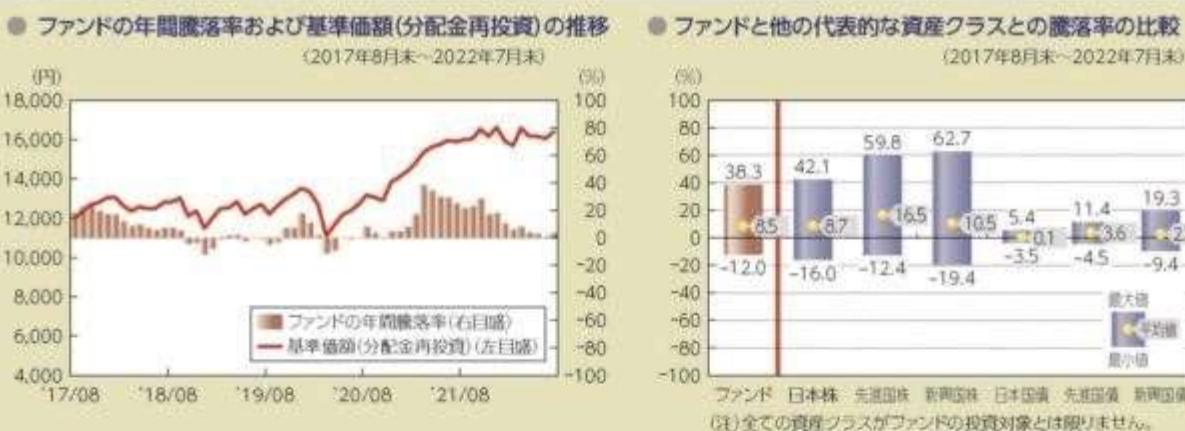
(2017年8月末～2022年7月末)



- ・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- ・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

## 三菱UFJ 資産設計ファンド(株式重視型)



- ・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- ・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

### 代表的な資産クラスの指標について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケットベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX純研又は株式会社JPX純研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指値の算出、指値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指標の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指標の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指標を用いて運用されるファンドの運用成績等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推薦、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、JPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指標で、現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指標の著作権はJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

## 4 【手数料等及び税金】

### (1) 【申込手数料】

申込価額(発行価格) × 2.2% (税抜 2%) を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース(一般コース)と分配金再投資コース(累積投資コース)があり、

分配金再投資コース(累積投資コース)の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

「三菱UFJ 資産設計ファンド(分配型)」、「三菱UFJ 資産設計ファンド(バランス型)」または「三菱UFJ 資産設計ファンド(株式重視型)」のいずれかのファンドを解約した受取金額をもって解約請求受付日当日に他方のファンドの取得申込みを行う場合(「スイッチング」といいます。)の申込手数料は、販売会社が定めるものとします。詳しくは販売会社にご確認ください。

申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

## (2)【換金(解約)手数料】

かかりません。

ただし、解約時に信託財産留保額(当該基準価額の0.2%)が差し引かれます。

換金(解約)手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

## (3)【信託報酬等】

「三菱UFJ 資産設計ファンド(分配型)」

- 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年0.935%(税抜0.85%)の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×(保有日数/365)

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- 信託報酬の各支払先への配分(税抜)は、以下の通りです。

支払先	配分(税抜)	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.36%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.45%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.04%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

受益者が負担する実質的な信託報酬率(概算値)は、次の通りとなります。

実質的な信託報酬率(概算値)	うち指定投資信託証券に係る率
年1.57%~1.61%(税込)程度	年0.64%~0.67%(税込)程度

「三菱UFJ 資産設計ファンド(バランス型)」

- 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.045%(税抜0.95%)の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×(保有日数/365)

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- 信託報酬の各支払先への配分(税抜)は、以下の通りです。

支払先	配分(税抜)	対価として提供する役務の内容

委託会社	0.41%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.5%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.04%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

受益者が負担する実質的な信託報酬率(概算値)は、次の通りとなります。

実質的な信託報酬率(概算値)	うち指定投資信託証券に係る率
年1.68%～1.72%(税込)程度	年0.63%～0.68%(税込)程度

#### 「三菱UFJ 資産設計ファンド(株式重視型)」

- 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.155%(税抜1.05%)の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×(保有日数/365)  
上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- 信託報酬の各支払先への配分(税抜)は、以下の通りです。

支払先	配分(税抜)	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.46%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.55%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.04%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

受益者が負担する実質的な信託報酬率(概算値)は、次の通りとなります。

実質的な信託報酬率(概算値)	うち指定投資信託証券に係る率
年1.87%～1.93%(税込)程度	年0.71%～0.78%(税込)程度

(注) 上記概算値は、投資対象とする指定投資信託証券における信託報酬率を含めた実質的な信託報酬率を算出したものです。各指定投資信託証券への投資比率が変動する可能性や指定投資信託証券の変更の可能性があること、また別途成功報酬がかかる指定投資信託証券が含まれていることから、実質的な信託報酬率は変動します。したがって事前に固定の料率、上限額等を表示することはできません。ファンドが投資対象とする外国投資信託の信託報酬率には消費税等相当額はかかりません。

なお、上場投資信託(リート)は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託の費用は表示しておりません。

#### < ファンドが投資対象とする指定投資信託証券の信託報酬率 >

指定投資信託証券の名称	信託報酬率
三菱UFJ 日本株スタイル・ミックス・ファンドF(適格機関投資家限定)	年0.781%(税抜 0.71%)
ストラテジック・バリュー・オープンF(適格機関投資家専用)	年0.66%(税抜 0.6%)
GIMザ・ジャパン(適格機関投資家用)	年0.935%(税抜 0.85%)
MFS外国株グロース・ファンドF(適格機関投資家専用)	年0.8657%(税抜 0.787%)
シユローダー・グローバル・エマージング株式ファンドF(適格機関投資家専用)	年1.056%(税抜 0.96%)

GIMエマージング株式ファンドF(適格機関投資家専用)	年0.946%(税抜 0.86%)
三菱UFJ日本債券ファンドF(適格機関投資家限定)	年0.275%(税抜 0.25%)
ノムラ日本債券オープンF(適格機関投資家専用)	年0.209%~年0.341% (税抜 0.19%~0.31%)
グローバル債券コア・ファンド(適格機関投資家専用)	年0.561%(税抜 0.51%)
アライアンス・バーンスタイン・エマージング市場債券ファンドB(適格機関投資家専用)	年0.836%(税抜 0.76%)
ペアリングス・グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	年0.6%
MUAM J - REITマザーファンド	-
MUAM G - REITマザーファンド	-
グローバル・アセット・モデル・ファンドF(適格機関投資家専用)	年0.99%+成功報酬 (税抜 0.9%+成功報酬)

上記の信託報酬率は、今後変更となる場合があります。上記の他、監査費用等の諸費用が別途かかります。申込手数料はかかりません。

#### (4) 【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、指定投資信託証券の売却に伴う信託財産留保額、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

#### (5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

##### 個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

###### 1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

###### 2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### 法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

#### 個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### 収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2022年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

### 【三菱UFJ 資産設計ファンド（分配型）】

#### （1）【投資状況】

令和4年7月29日現在

（単位：円）

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	615,261,227	72.97
投資証券	アイルランド	126,319,075	14.98
親投資信託受益証券	日本	86,109,227	10.21
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		15,522,550	1.84
純資産総額		843,212,079	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## (2) 【投資資産】

### 【投資有価証券の主要銘柄】

#### a 評価額上位30銘柄

令和4年7月29日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益 証券	グローバル債券コア・ファンド(適格機関投資家専用)	199,008,405	1.2181	242,412,138	1.2357	245,914,686	29.16
アイルラ ンド	投資証券	ペアリングス・グローバル・ハイ・ イールド・ボンド・ファンド	1,409,182.013	86.71	122,190,172	89.64	126,319,075	14.98
日本	投資信託受益 証券	アライアンス・バーンスタン・エ マージング市場債券ファンドB(適 格機関投資家専用)	147,534,137	0.8416	124,175,385	0.8458	124,784,373	14.80
日本	投資信託受益 証券	グローバル・アセット・モデル・ ファンドF(適格機関投資家専用)	6,546	12,304	80,541,984	12,312	80,594,352	9.56
日本	親投資信託受 益証券	MUAM G - REITマザーファ ンド	32,054,064	2.3303	74,695,586	2.4548	78,686,316	9.33
日本	投資信託受益 証券	NFS外国株グロース・ファンドF(適 格機関投資家専用)	6,846,397	5.998	41,064,689	6.1699	42,241,584	5.01
日本	投資信託受益 証券	三菱UFJ 日本株スタイル・ミック ス・ファンドF(適格機関投資家限 定)	28,841,833	1.1197	32,294,200	1.1582	33,404,610	3.96
日本	投資信託受益 証券	ストラテジック・バリュー・オープ ンF(適格機関投資家専用)	1,599	19,708	31,513,092	20,186	32,277,414	3.83
日本	投資信託受益 証券	GIMエマージング株式ファンドF (適格機関投資家専用)	41,585,644	0.5714	23,762,036	0.5675	23,599,852	2.80
日本	投資信託受益 証券	GIMザ・ジャパン(適格機関投資 家用)	3,746,393	4.305	16,128,221	4.4386	16,628,739	1.97
日本	投資信託受益 証券	シュローダー・グローバル・エマ ージング株式ファンドF(適格機関投資 家専用)	10,933,714	1.4616	15,980,716	1.4465	15,815,617	1.88
日本	親投資信託受 益証券	MUAM J - REITマザーファ ンド	1,907,419	3.7689	7,188,871	3.8916	7,422,911	0.88

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

#### b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和4年7月29日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	72.97

投資証券	14.98
親投資信託受益証券	10.21
合計	98.16

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

### (3) 【運用実績】

#### 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年7月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第32計算期間末日 (平成24年 9月10日)	3,269,205,511	3,284,784,277	6,296	6,326
第33計算期間末日 (平成24年11月 9日)	3,186,368,558	3,201,301,933	6,401	6,431
第34計算期間末日 (平成25年 1月 9日)	3,401,356,583	3,415,591,898	7,168	7,198
第35計算期間末日 (平成25年 3月11日)	3,539,509,336	3,552,945,107	7,903	7,933
第36計算期間末日 (平成25年 5月 9日)	3,559,316,146	3,571,900,266	8,485	8,515
第37計算期間末日 (平成25年 7月 9日)	3,229,013,029	3,240,980,785	8,094	8,124
第38計算期間末日 (平成25年 9月 9日)	3,025,254,645	3,036,693,846	7,934	7,964
第39計算期間末日 (平成25年11月11日)	2,923,747,637	2,934,529,316	8,135	8,165
第40計算期間末日 (平成26年 1月 9日)	2,785,110,270	2,794,827,510	8,598	8,628
第41計算期間末日 (平成26年 3月10日)	2,700,997,427	2,710,440,716	8,581	8,611
第42計算期間末日 (平成26年 5月 9日)	2,588,322,549	2,597,408,440	8,546	8,576
第43計算期間末日 (平成26年 7月 9日)	2,515,584,904	2,524,242,975	8,716	8,746
第44計算期間末日 (平成26年 9月 9日)	2,448,862,214	2,457,012,857	9,014	9,044
第45計算期間末日 (平成26年11月10日)	2,423,956,612	2,431,673,141	9,424	9,454
第46計算期間末日 (平成27年 1月 9日)	2,332,599,708	2,339,784,587	9,740	9,770
第47計算期間末日 (平成27年 3月 9日)	2,220,632,175	2,227,487,123	9,718	9,748
第48計算期間末日 (平成27年 5月11日)	2,108,086,818	2,114,545,463	9,792	9,822
第49計算期間末日 (平成27年 7月 9日)	1,933,015,390	1,939,066,305	9,584	9,614
第50計算期間末日 (平成27年 9月 9日)	1,765,846,799	1,771,554,694	9,281	9,311
第51計算期間末日 (平成27年11月 9日)	1,792,770,935	1,798,380,258	9,588	9,618
第52計算期間末日 (平成28年 1月12日)	1,632,032,696	1,637,489,409	8,973	9,003

第53計算期間末日	(平成28年 3月 9日)	1,566,542,067	1,571,916,322	8,745	8,775
第54計算期間末日	(平成28年 5月 9日)	1,502,063,281	1,507,279,294	8,639	8,669
第55計算期間末日	(平成28年 7月11日)	1,406,406,108	1,411,496,504	8,289	8,319
第56計算期間末日	(平成28年 9月 9日)	1,433,227,218	1,438,240,342	8,577	8,607
第57計算期間末日	(平成28年11月 9日)	1,349,225,938	1,354,075,087	8,347	8,377
第58計算期間末日	(平成29年 1月10日)	1,414,227,695	1,418,828,035	9,223	9,253
第59計算期間末日	(平成29年 3月 9日)	1,370,123,738	1,374,600,211	9,182	9,212
第60計算期間末日	(平成29年 5月 9日)	1,337,523,666	1,341,833,196	9,311	9,341
第61計算期間末日	(平成29年 7月10日)	1,310,911,430	1,315,078,292	9,438	9,468
第62計算期間末日	(平成29年 9月11日)	1,253,563,550	1,257,599,932	9,317	9,347
第63計算期間末日	(平成29年11月 9日)	1,254,428,340	1,258,275,797	9,781	9,811
第64計算期間末日	(平成30年 1月 9日)	1,223,987,620	1,227,707,586	9,871	9,901
第65計算期間末日	(平成30年 3月 9日)	1,120,586,975	1,124,222,012	9,248	9,278
第66計算期間末日	(平成30年 5月 9日)	1,116,388,279	1,119,996,686	9,282	9,312
第67計算期間末日	(平成30年 7月 9日)	1,087,733,126	1,091,253,597	9,269	9,299
第68計算期間末日	(平成30年 9月10日)	1,059,263,206	1,062,723,083	9,185	9,215
第69計算期間末日	(平成30年11月 9日)	1,050,598,700	1,054,012,906	9,231	9,261
第70計算期間末日	(平成31年 1月 9日)	985,013,941	988,398,393	8,731	8,761
第71計算期間末日	(平成31年 3月11日)	1,028,686,040	1,032,063,212	9,138	9,168
第72計算期間末日	(令和 1年 5月 9日)	1,012,857,405	1,016,165,309	9,186	9,216
第73計算期間末日	(令和 1年 7月 9日)	1,014,904,101	1,018,174,012	9,311	9,341
第74計算期間末日	(令和 1年 9月 9日)	992,795,716	996,046,764	9,161	9,191
第75計算期間末日	(令和 1年11月11日)	991,708,220	994,881,245	9,376	9,406
第76計算期間末日	(令和 2年 1月 9日)	976,280,376	979,362,471	9,503	9,533
第77計算期間末日	(令和 2年 3月 9日)	881,153,461	884,150,819	8,819	8,849
第78計算期間末日	(令和 2年 5月11日)	842,310,789	845,277,116	8,519	8,549
第79計算期間末日	(令和 2年 7月 9日)	897,424,845	900,379,098	9,113	9,143
第80計算期間末日	(令和 2年 9月 9日)	913,725,229	916,672,701	9,300	9,330
第81計算期間末日	(令和 2年11月 9日)	901,709,994	904,636,744	9,243	9,273
第82計算期間末日	(令和 3年 1月12日)	921,044,835	923,887,108	9,722	9,752
第83計算期間末日	(令和 3年 3月 9日)	922,971,681	925,763,907	9,917	9,947
第84計算期間末日	(令和 3年 5月10日)	938,030,467	940,789,150	10,201	10,231
第85計算期間末日	(令和 3年 7月 9日)	935,239,806	937,961,761	10,308	10,338
第86計算期間末日	(令和 3年 9月 9日)	948,756,904	951,468,537	10,497	10,527
第87計算期間末日	(令和 3年11月 9日)	936,324,951	960,240,274	10,375	10,640
第88計算期間末日	(令和 4年 1月11日)	908,762,539	911,417,092	10,270	10,300
第89計算期間末日	(令和 4年 3月 9日)	834,381,545	837,004,030	9,545	9,575
第90計算期間末日	(令和 4年 5月 9日)	851,469,859	854,020,755	10,014	10,044
第91計算期間末日	(令和 4年 7月11日)	826,618,191	829,137,830	9,842	9,872
	令和 3年 7月末日	936,420,115		10,346	
	8月末日	941,088,460		10,409	
	9月末日	941,340,368		10,422	

10月末日	958,760,960		10,624	
11月末日	904,442,927		10,159	
12月末日	921,266,672		10,371	
令和4年1月末日	886,961,002		10,061	
2月末日	862,708,807		9,870	
3月末日	869,379,408		10,198	
4月末日	861,220,160		10,129	
5月末日	844,965,094		9,986	
6月末日	833,891,092		9,893	
7月末日	843,212,079		10,035	

## 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第32計算期間	30円
第33計算期間	30円
第34計算期間	30円
第35計算期間	30円
第36計算期間	30円
第37計算期間	30円
第38計算期間	30円
第39計算期間	30円
第40計算期間	30円
第41計算期間	30円
第42計算期間	30円
第43計算期間	30円
第44計算期間	30円
第45計算期間	30円
第46計算期間	30円
第47計算期間	30円
第48計算期間	30円
第49計算期間	30円
第50計算期間	30円
第51計算期間	30円
第52計算期間	30円
第53計算期間	30円
第54計算期間	30円
第55計算期間	30円
第56計算期間	30円
第57計算期間	30円
第58計算期間	30円

第59計算期間	30円
第60計算期間	30円
第61計算期間	30円
第62計算期間	30円
第63計算期間	30円
第64計算期間	30円
第65計算期間	30円
第66計算期間	30円
第67計算期間	30円
第68計算期間	30円
第69計算期間	30円
第70計算期間	30円
第71計算期間	30円
第72計算期間	30円
第73計算期間	30円
第74計算期間	30円
第75計算期間	30円
第76計算期間	30円
第77計算期間	30円
第78計算期間	30円
第79計算期間	30円
第80計算期間	30円
第81計算期間	30円
第82計算期間	30円
第83計算期間	30円
第84計算期間	30円
第85計算期間	30円
第86計算期間	30円
第87計算期間	265円
第88計算期間	30円
第89計算期間	30円
第90計算期間	30円
第91計算期間	30円

## 【収益率の推移】

	収益率(%)
第32計算期間	1.31
第33計算期間	2.14
第34計算期間	12.45
第35計算期間	10.67

第36計算期間	7.74
第37計算期間	4.25
第38計算期間	1.60
第39計算期間	2.91
第40計算期間	6.06
第41計算期間	0.15
第42計算期間	0.05
第43計算期間	2.34
第44計算期間	3.76
第45計算期間	4.88
第46計算期間	3.67
第47計算期間	0.08
第48計算期間	1.07
第49計算期間	1.81
第50計算期間	2.84
第51計算期間	3.63
第52計算期間	6.10
第53計算期間	2.20
第54計算期間	0.86
第55計算期間	3.70
第56計算期間	3.83
第57計算期間	2.33
第58計算期間	10.85
第59計算期間	0.11
第60計算期間	1.73
第61計算期間	1.68
第62計算期間	0.96
第63計算期間	5.30
第64計算期間	1.22
第65計算期間	6.00
第66計算期間	0.69
第67計算期間	0.18
第68計算期間	0.58
第69計算期間	0.82
第70計算期間	5.09
第71計算期間	5.00
第72計算期間	0.85
第73計算期間	1.68
第74計算期間	1.28
第75計算期間	2.67
第76計算期間	1.67
第77計算期間	6.88

第78計算期間	3.06
第79計算期間	7.32
第80計算期間	2.38
第81計算期間	0.29
第82計算期間	5.50
第83計算期間	2.31
第84計算期間	3.16
第85計算期間	1.34
第86計算期間	2.12
第87計算期間	1.36
第88計算期間	0.72
第89計算期間	6.76
第90計算期間	5.22
第91計算期間	1.41

(注)「收益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

#### (4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第32計算期間	9,073,583	203,305,390	5,192,922,026
第33計算期間	10,705,903	225,836,190	4,977,791,739
第34計算期間	6,647,454	239,333,984	4,745,105,209
第35計算期間	7,292,785	273,807,577	4,478,590,417
第36計算期間	7,096,392	290,979,903	4,194,706,906
第37計算期間	3,998,420	209,453,158	3,989,252,168
第38計算期間	4,620,406	180,805,494	3,813,067,080
第39計算期間	3,982,157	223,156,202	3,593,893,035
第40計算期間	4,690,165	359,502,890	3,239,080,310
第41計算期間	3,719,619	95,036,634	3,147,763,295
第42計算期間	3,741,057	122,873,813	3,028,630,539
第43計算期間	2,360,833	144,967,485	2,886,023,887
第44計算期間	3,876,741	173,019,494	2,716,881,134
第45計算期間	2,615,867	147,320,640	2,572,176,361
第46計算期間	1,898,237	179,114,842	2,394,959,756
第47計算期間	4,079,131	114,055,961	2,284,982,926
第48計算期間	1,779,290	133,880,263	2,152,881,953
第49計算期間	1,567,024	137,477,201	2,016,971,776
第50計算期間	1,431,946	115,772,031	1,902,631,691
第51計算期間	1,539,499	34,396,548	1,869,774,642
第52計算期間	1,348,693	52,218,938	1,818,904,397
第53計算期間	1,433,978	28,920,038	1,791,418,337

第54計算期間	1,338,593	54,085,848	1,738,671,082
第55計算期間	1,536,577	43,408,954	1,696,798,705
第56計算期間	1,454,887	27,211,941	1,671,041,651
第57計算期間	1,362,989	56,021,507	1,616,383,133
第58計算期間	1,308,308	84,244,501	1,533,446,940
第59計算期間	1,543,818	42,832,770	1,492,157,988
第60計算期間	1,050,739	56,698,464	1,436,510,263
第61計算期間	2,051,364	49,607,626	1,388,954,001
第62計算期間	3,086,505	46,579,625	1,345,460,881
第63計算期間	946,228	63,921,345	1,282,485,764
第64計算期間	1,075,691	43,572,500	1,239,988,955
第65計算期間	881,037	29,190,783	1,211,679,209
第66計算期間	884,854	9,761,405	1,202,802,658
第67計算期間	893,801	30,205,827	1,173,490,632
第68計算期間	859,403	21,057,604	1,153,292,431
第69計算期間	851,741	16,075,361	1,138,068,811
第70計算期間	870,980	10,788,876	1,128,150,915
第71計算期間	864,343	3,290,962	1,125,724,296
第72計算期間	857,540	23,946,949	1,102,634,887
第73計算期間	826,559	13,490,950	1,089,970,496
第74計算期間	823,058	7,110,570	1,083,682,984
第75計算期間	822,381	26,830,224	1,057,675,141
第76計算期間	750,601	31,060,416	1,027,365,326
第77計算期間	809,706	29,055,521	999,119,511
第78計算期間	2,021,907	12,365,708	988,775,710
第79計算期間	8,046,752	12,071,188	984,751,274
第80計算期間	833,275	3,093,739	982,490,810
第81計算期間	844,591	7,751,884	975,583,517
第82計算期間	1,132,968	29,292,003	947,424,482
第83計算期間	855,160	17,537,407	930,742,235
第84計算期間	717,990	11,898,926	919,561,299
第85計算期間	836,213	13,079,091	907,318,421
第86計算期間	670,237	4,110,987	903,877,671
第87計算期間	700,142	2,112,766	902,465,047
第88計算期間	3,534,612	21,148,364	884,851,295
第89計算期間	557,767	11,247,216	874,161,846
第90計算期間	575,615	24,438,726	850,298,735
第91計算期間	572,720	10,991,565	839,879,890

## 【三菱UFJ 資産設計ファンド(バランス型)】

## (1) 【投資状況】

令和4年7月29日現在

(単位:円)

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	1,342,974,894	82.70
投資証券	アイルランド	78,411,675	4.83
親投資信託受益証券	日本	166,835,363	10.27
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		35,768,652	2.20
純資産総額		1,623,990,584	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## a 評価額上位30銘柄

令和4年7月29日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益 証券	MFS外国株グロース・ファンドF(適格機関投資家専用)	65,025,661	5.9971	389,970,008	6.1699	401,201,825	24.70
日本	投資信託受益 証券	グローバル債券コア・ファンド(適格機関投資家専用)	257,752,963	1.2181	313,968,884	1.2357	318,505,336	19.61
日本	投資信託受益 証券	グローバル・アセット・モデル・ ファンドF(適格機関投資家専用)	12,626	12,304	155,350,304	12,312	155,451,312	9.57
日本	親投資信託受 益証券	MUAM G-REITマザーファ ンド	62,129,713	2.3303	144,780,870	2.4548	152,516,019	9.39
日本	投資信託受益 証券	三菱UFJ 日本債券ファンドF(適格機関投資家限定)	88,736,816	0.8956	79,472,692	0.8987	79,747,776	4.91
日本	投資信託受益 証券	ノムラ日本債券オープンF(適格機関 投資家専用)	5,928	13,355	79,168,440	13,421	79,559,688	4.90
アイルラ ンド	投資証券	ペアリングス・グローバル・ハイ・ イールド・ボンド・ファンド	874,739,797	86.71	75,848,687	89.64	78,411,675	4.83
日本	投資信託受益 証券	アライアンス・バーンスタイン・エ マージング市場債券ファンドB(適 格機関投資家専用)	91,256,987	0.8416	76,801,880	0.8458	77,185,159	4.75
日本	投資信託受益 証券	ストラテジック・バリュー・オープ ンF(適格機関投資家専用)	3,175	19,708	62,572,900	20,186	64,090,550	3.95
日本	投資信託受益 証券	三菱UFJ 日本株スタイル・ミック ス・ファンドF(適格機関投資家限 定)	53,213,871	1.1197	59,583,571	1.1582	61,632,305	3.80
日本	投資信託受益 証券	GIMエマージング株式ファンドF (適格機関投資家専用)	80,314,538	0.5714	45,891,727	0.5675	45,578,500	2.81
日本	投資信託受益 証券	GIMザ・ジャパン(適格機関投資 家専用)	6,995,113	4.305	30,113,961	4.4386	31,048,508	1.91
日本	投資信託受益 証券	シユローダー・グローバル・エマー ジング株式ファンドF(適格機関投資 家専用)	20,030,374	1.4616	29,276,394	1.4465	28,973,935	1.78
日本	親投資信託受 益証券	MUAM J-REITマザーファ ンド	3,679,552	3.7689	13,867,863	3.8916	14,319,344	0.88

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

## b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和4年7月29日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	82.70
投資証券	4.83
親投資信託受益証券	10.27
合計	97.80

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年7月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位:円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第22計算期間末日 (平成24年10月9日)	5,760,490,194	5,787,858,762	6,314	6,344
第23計算期間末日 (平成25年1月9日)	6,048,532,468	6,074,163,379	7,080	7,110
第24計算期間末日 (平成25年4月9日)	6,527,616,056	6,551,617,698	8,159	8,189
第25計算期間末日 (平成25年7月9日)	6,115,046,711	6,137,638,800	8,120	8,150
第26計算期間末日 (平成25年10月9日)	5,843,957,916	5,865,688,663	8,068	8,098
第27計算期間末日 (平成26年1月9日)	5,678,741,888	5,698,225,885	8,744	8,774
第28計算期間末日 (平成26年4月9日)	5,340,406,878	5,358,967,943	8,632	8,662
第29計算期間末日 (平成26年7月9日)	5,189,894,991	5,207,444,249	8,872	8,902
第30計算期間末日 (平成26年10月9日)	4,864,946,763	4,881,048,587	9,064	9,094
第31計算期間末日 (平成27年1月9日)	4,622,898,309	4,636,916,516	9,893	9,923
第32計算期間末日 (平成27年4月9日)	4,258,884,961	4,271,617,170	10,035	10,065
第33計算期間末日 (平成27年7月9日)	3,699,046,372	3,710,402,158	9,772	9,802
第34計算期間末日 (平成27年10月9日)	3,403,041,045	3,413,661,580	9,613	9,643
第35計算期間末日 (平成28年1月12日)	3,020,475,586	3,030,417,896	9,114	9,144
第36計算期間末日 (平成28年4月11日)	2,877,718,698	2,887,431,140	8,889	8,919
第37計算期間末日 (平成28年7月11日)	2,680,198,649	2,689,586,819	8,565	8,595

第38計算期間末日	(平成28年10月11日)	2,702,395,254	2,711,556,578	8,849	8,879
第39計算期間末日	(平成29年 1月10日)	2,690,467,365	2,698,939,226	9,527	9,557
第40計算期間末日	(平成29年 4月10日)	2,494,978,997	2,502,906,917	9,441	9,471
第41計算期間末日	(平成29年 7月10日)	2,497,613,850	2,505,197,495	9,880	9,910
第42計算期間末日	(平成29年10月10日)	2,362,928,443	2,373,464,751	10,092	10,137
第43計算期間末日	(平成30年 1月 9日)	2,262,932,494	2,308,846,315	10,350	10,560
第44計算期間末日	(平成30年 4月 9日)	2,061,596,994	2,067,964,698	9,713	9,743
第45計算期間末日	(平成30年 7月 9日)	2,064,604,903	2,070,872,597	9,882	9,912
第46計算期間末日	(平成30年10月 9日)	1,970,317,869	1,976,285,383	9,905	9,935
第47計算期間末日	(平成31年 1月 9日)	1,812,072,715	1,817,963,277	9,229	9,259
第48計算期間末日	(平成31年 4月 9日)	1,929,295,198	1,935,075,397	10,013	10,043
第49計算期間末日	(令和 1年 7月 9日)	1,896,751,475	1,902,454,888	9,977	10,007
第50計算期間末日	(令和 1年10月 9日)	1,843,363,787	1,849,018,782	9,779	9,809
第51計算期間末日	(令和 2年 1月 9日)	1,877,834,716	1,910,134,341	10,174	10,349
第52計算期間末日	(令和 2年 4月 9日)	1,614,968,455	1,620,377,898	8,956	8,986
第53計算期間末日	(令和 2年 7月 9日)	1,749,131,355	1,754,526,505	9,726	9,756
第54計算期間末日	(令和 2年10月 9日)	1,796,179,717	1,801,512,832	10,104	10,134
第55計算期間末日	(令和 3年 1月12日)	1,778,197,048	1,818,469,213	10,376	10,611
第56計算期間末日	(令和 3年 4月 9日)	1,738,918,620	1,810,549,317	10,560	10,995
第57計算期間末日	(令和 3年 7月 9日)	1,720,310,921	1,787,272,703	10,405	10,810
第58計算期間末日	(令和 3年10月11日)	1,711,308,834	1,753,080,436	10,242	10,492
第59計算期間末日	(令和 4年 1月11日)	1,664,363,232	1,706,548,188	10,258	10,518
第60計算期間末日	(令和 4年 4月11日)	1,644,670,132	1,664,114,968	10,150	10,270
第61計算期間末日	(令和 4年 7月11日)	1,600,476,347	1,605,317,487	9,918	9,948
	令和 3年 7月末日	1,763,008,551		10,488	
	8月末日	1,772,512,652		10,550	
	9月末日	1,757,680,882		10,523	
	10月末日	1,757,619,637		10,555	
	11月末日	1,710,969,041		10,369	
	12月末日	1,726,103,830		10,638	
	令和 4年 1月末日	1,635,999,469		10,003	
	2月末日	1,604,348,835		9,850	
	3月末日	1,670,332,651		10,299	
	4月末日	1,636,825,729		10,054	
	5月末日	1,621,107,886		9,980	
	6月末日	1,602,997,343		9,928	
	7月末日	1,623,990,584		10,116	

## 【分配の推移】

1万口当たりの分配金

第22計算期間	30円
第23計算期間	30円
第24計算期間	30円
第25計算期間	30円
第26計算期間	30円
第27計算期間	30円
第28計算期間	30円
第29計算期間	30円
第30計算期間	30円
第31計算期間	30円
第32計算期間	30円
第33計算期間	30円
第34計算期間	30円
第35計算期間	30円
第36計算期間	30円
第37計算期間	30円
第38計算期間	30円
第39計算期間	30円
第40計算期間	30円
第41計算期間	30円
第42計算期間	45円
第43計算期間	210円
第44計算期間	30円
第45計算期間	30円
第46計算期間	30円
第47計算期間	30円
第48計算期間	30円
第49計算期間	30円
第50計算期間	30円
第51計算期間	175円
第52計算期間	30円
第53計算期間	30円
第54計算期間	30円
第55計算期間	235円
第56計算期間	435円
第57計算期間	405円
第58計算期間	250円
第59計算期間	260円
第60計算期間	120円
第61計算期間	30円

## 【収益率の推移】

	收益率(%)
第22計算期間	2.53
第23計算期間	12.60
第24計算期間	15.66
第25計算期間	0.11
第26計算期間	0.27
第27計算期間	8.75
第28計算期間	0.93
第29計算期間	3.12
第30計算期間	2.50
第31計算期間	9.47
第32計算期間	1.73
第33計算期間	2.32
第34計算期間	1.32
第35計算期間	4.87
第36計算期間	2.13
第37計算期間	3.30
第38計算期間	3.66
第39計算期間	8.00
第40計算期間	0.58
第41計算期間	4.96
第42計算期間	2.60
第43計算期間	4.63
第44計算期間	5.86
第45計算期間	2.04
第46計算期間	0.53
第47計算期間	6.52
第48計算期間	8.82
第49計算期間	0.05
第50計算期間	1.68
第51計算期間	5.82
第52計算期間	11.67
第53計算期間	8.93
第54計算期間	4.19
第55計算期間	5.01
第56計算期間	5.96
第57計算期間	2.36
第58計算期間	0.83
第59計算期間	2.69
第60計算期間	0.11
第61計算期間	1.99

(注)「收益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

## (4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第22計算期間	22,762,385	366,037,321	9,122,856,237
第23計算期間	23,052,103	602,271,103	8,543,637,237
第24計算期間	22,547,579	565,637,217	8,000,547,599
第25計算期間	14,608,204	484,459,279	7,530,696,524
第26計算期間	21,369,775	308,483,789	7,243,582,510
第27計算期間	22,694,202	771,610,862	6,494,665,850
第28計算期間	12,605,796	320,249,781	6,187,021,865
第29計算期間	10,252,052	347,521,082	5,849,752,835
第30計算期間	13,458,896	495,936,827	5,367,274,904
第31計算期間	8,470,748	703,009,783	4,672,735,869
第32計算期間	8,519,038	437,185,133	4,244,069,774
第33計算期間	11,202,263	470,009,967	3,785,262,070
第34計算期間	6,649,545	251,733,004	3,540,178,611
第35計算期間	4,771,370	230,846,344	3,314,103,637
第36計算期間	5,473,831	82,096,599	3,237,480,869
第37計算期間	5,202,112	113,292,886	3,129,390,095
第38計算期間	5,548,299	81,163,548	3,053,774,846
第39計算期間	4,963,151	234,784,157	2,823,953,840
第40計算期間	4,020,306	185,333,980	2,642,640,166
第41計算期間	8,608,066	123,366,362	2,527,881,870
第42計算期間	4,021,603	190,501,518	2,341,401,955
第43計算期間	4,709,995	159,739,496	2,186,372,454
第44計算期間	15,438,151	79,242,508	2,122,568,097
第45計算期間	3,031,334	36,367,999	2,089,231,432
第46計算期間	3,869,540	103,929,540	1,989,171,432
第47計算期間	2,956,982	28,607,609	1,963,520,805
第48計算期間	3,096,526	39,884,329	1,926,733,002
第49計算期間	2,847,489	28,442,600	1,901,137,891
第50計算期間	2,879,728	19,019,028	1,884,998,591
第51計算期間	2,877,149	42,182,831	1,845,692,909
第52計算期間	12,041,210	54,586,214	1,803,147,905
第53計算期間	3,185,857	7,950,403	1,798,383,359
第54計算期間	4,106,345	24,784,613	1,777,705,091
第55計算期間	3,773,189	67,769,115	1,713,709,165
第56計算期間	18,840,742	85,867,199	1,646,682,708
第57計算期間	27,007,298	20,312,669	1,653,377,337

第58計算期間	31,882,992	14,396,234	1,670,864,095
第59計算期間	17,518,076	65,883,829	1,622,498,342
第60計算期間	16,680,027	18,775,318	1,620,403,051
第61計算期間	8,129,612	14,819,039	1,613,713,624

## 【三菱UFJ 資産設計ファンド(株式重視型)】

## (1) 【投資状況】

令和4年7月29日現在

(単位:円)

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	633,422,832	83.02
投資証券	アイルランド	36,881,147	4.83
親投資信託受益証券	日本	74,739,171	9.80
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		17,966,040	2.35
純資産総額		763,009,190	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## (2) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## a 評価額上位30銘柄

令和4年7月29日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益 証券	MFS外国株グロース・ファンドF(適格機関投資家専用)	36,972,458	5.9974	221,740,312	6.1699	228,116,368	29.90
日本	投資信託受益 証券	グローバル・アセット・モデル・ファンドF(適格機関投資家専用)	6,056	12,305.59	74,522,684	12,312	74,561,472	9.77
日本	投資信託受益 証券	グローバル債券コア・ファンド(適格機関投資家専用)	59,072,597	1.2181	71,956,330	1.2357	72,996,008	9.57
日本	親投資信託受 益証券	MUAM G - REITマザーファンド	28,401,596	2.3303	66,184,240	2.4548	69,720,237	9.14
日本	投資信託受益 証券	三菱UFJ 日本株スタイル・ミックス・ファンドF(適格機関投資家限定)	51,952,488	1.1197	58,171,200	1.1582	60,171,371	7.89
日本	投資信託受益 証券	ストラテジック・バリュー・オープ ンF(適格機関投資家専用)	2,920	19,708	57,547,360	20,186	58,943,120	7.73
日本	投資信託受益 証券	GIMエマージング株式ファンドF (適格機関投資家専用)	78,274,592	0.5714	44,726,101	0.5675	44,420,830	5.82
アイルラ ンド	投資証券	ペアリングス・グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	411,436.268	86.71	35,675,638	89.64	36,881,147	4.83
日本	投資信託受益 証券	アライアンス・バーンスタン・エマージング市場債券ファンドB(適格機関投資家専用)	42,109,914	0.8416	35,439,703	0.8458	35,616,565	4.67

日本	投資信託受益証券	シユローダー・グローバル・エマージング株式ファンドF(適格機関投資家専用)	20,631,268	1.4616	30,154,661	1.4465	29,843,129	3.91
日本	投資信託受益証券	GIMザ・ジャパン(適格機関投資家用)	6,478,162	4.305	27,888,487	4.4386	28,753,969	3.77
日本	親投資信託受益証券	MUAM J - REITマザーファンド	1,289,684	3.7689	4,860,690	3.8916	5,018,934	0.66

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

## b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和4年7月29日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	83.02
投資証券	4.83
親投資信託受益証券	9.80
合計	97.65

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

### 【その他投資資産の主要なも】

該当事項はありません。

### (3) 【運用実績】

#### 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年7月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位:円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第12計算期間末日 (平成25年1月9日)	2,436,617,709	2,445,483,931	6,871	6,896
第13計算期間末日 (平成25年7月9日)	2,519,153,520	2,526,827,015	8,207	8,232
第14計算期間末日 (平成26年1月9日)	2,361,171,330	2,367,728,326	9,002	9,027
第15計算期間末日 (平成26年7月9日)	2,198,685,038	2,204,697,075	9,143	9,168
第16計算期間末日 (平成27年1月9日)	1,933,782,725	1,958,589,330	10,134	10,264
第17計算期間末日 (平成27年7月9日)	1,543,130,380	1,555,373,083	10,084	10,164
第18計算期間末日 (平成28年1月12日)	1,270,168,704	1,273,618,751	9,204	9,229
第19計算期間末日 (平成28年7月11日)	1,132,036,747	1,135,337,501	8,574	8,599
第20計算期間末日 (平成29年1月10日)	1,187,749,625	1,190,735,500	9,945	9,970

第21計算期間末日	(平成29年 7月10日)	1,069,144,396	1,097,704,300	10,295	10,570
第22計算期間末日	(平成30年 1月 9日)	980,063,023	1,034,372,193	10,828	11,428
第23計算期間末日	(平成30年 7月 9日)	909,617,370	916,319,676	10,179	10,254
第24計算期間末日	(平成31年 1月 9日)	807,826,037	809,992,061	9,324	9,349
第25計算期間末日	(令和 1年 7月 9日)	864,438,440	868,248,527	10,210	10,255
第26計算期間末日	(令和 2年 1月 9日)	827,510,266	858,958,018	10,394	10,789
第27計算期間末日	(令和 2年 7月 9日)	772,406,569	774,383,948	9,766	9,791
第28計算期間末日	(令和 3年 1月12日)	810,801,275	843,064,578	10,681	11,106
第29計算期間末日	(令和 3年 7月 9日)	784,519,642	846,679,147	10,854	11,714
第30計算期間末日	(令和 4年 1月11日)	792,261,922	841,629,070	10,672	11,337
第31計算期間末日	(令和 4年 7月11日)	746,632,698	760,528,126	10,209	10,399
	令和 3年 7月末日	821,344,414		10,935	
	8月末日	819,810,439		11,013	
	9月末日	820,276,990		11,038	
	10月末日	845,068,863		11,385	
	11月末日	825,660,195		11,119	
	12月末日	850,061,799		11,445	
	令和 4年 1月末日	790,059,721		10,316	
	2月末日	780,359,037		10,162	
	3月末日	786,652,442		10,737	
	4月末日	768,564,216		10,488	
	5月末日	766,448,195		10,475	
	6月末日	762,358,654		10,396	
	7月末日	763,009,190		10,428	

## 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第12計算期間	25円
第13計算期間	25円
第14計算期間	25円
第15計算期間	25円
第16計算期間	130円
第17計算期間	80円
第18計算期間	25円
第19計算期間	25円
第20計算期間	25円
第21計算期間	275円
第22計算期間	600円
第23計算期間	75円
第24計算期間	25円

第25計算期間	45円
第26計算期間	395円
第27計算期間	25円
第28計算期間	425円
第29計算期間	860円
第30計算期間	665円
第31計算期間	190円

## 【収益率の推移】

	収益率(%)
第12計算期間	18.18
第13計算期間	19.80
第14計算期間	9.99
第15計算期間	1.84
第16計算期間	12.26
第17計算期間	0.29
第18計算期間	8.47
第19計算期間	6.57
第20計算期間	16.28
第21計算期間	6.28
第22計算期間	11.00
第23計算期間	5.30
第24計算期間	8.15
第25計算期間	9.98
第26計算期間	5.67
第27計算期間	5.80
第28計算期間	13.72
第29計算期間	9.67
第30計算期間	4.44
第31計算期間	2.55

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

## (4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第12計算期間	15,472,463	656,716,669	3,546,489,103
第13計算期間	32,868,112	509,959,166	3,069,398,049
第14計算期間	9,034,533	455,633,930	2,622,798,652
第15計算期間	7,234,473	225,218,034	2,404,815,091

第16計算期間	8,039,553	504,654,187	1,908,200,457
第17計算期間	13,150,095	391,012,624	1,530,337,928
第18計算期間	7,063,519	157,382,618	1,380,018,829
第19計算期間	3,969,650	63,686,564	1,320,301,915
第20計算期間	4,023,850	129,975,609	1,194,350,156
第21計算期間	5,583,545	161,391,735	1,038,541,966
第22計算期間	38,896,735	172,285,853	905,152,848
第23計算期間	25,582,900	37,094,909	893,640,839
第24計算期間	6,674,377	33,905,247	866,409,969
第25計算期間	2,820,292	22,544,237	846,686,024
第26計算期間	3,333,474	53,873,868	796,145,630
第27計算期間	16,827,446	22,021,127	790,951,949
第28計算期間	2,403,405	34,218,803	759,136,551
第29計算期間	17,338,073	53,689,681	722,784,943
第30計算期間	30,356,973	10,778,778	742,363,138
第31計算期間	29,155,823	40,180,637	731,338,324

## 参考情報

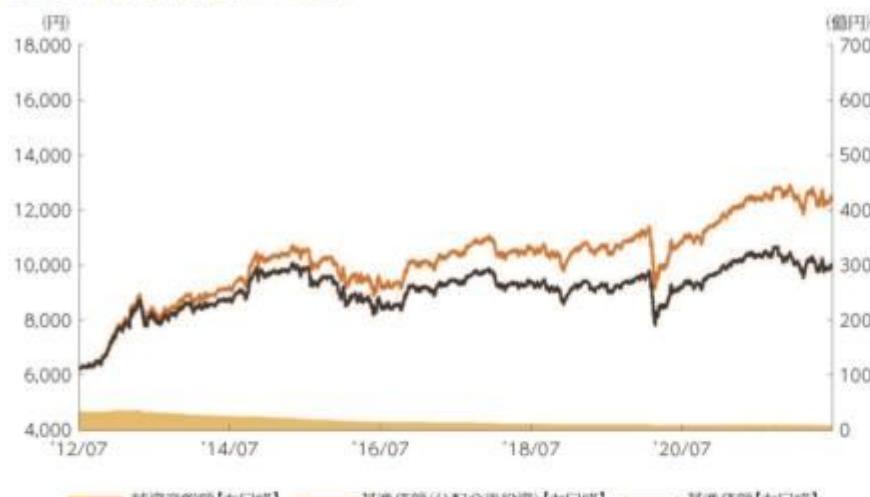


# 運用実績

2022年7月29日現在

## 三菱UFJ 資産設計ファンド(分配型)

### ■基準価額・純資産の推移 2012年7月31日～2022年7月29日



### ■基準価額・純資産

基準価額	10,035円
純資産総額	8.4億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

### ■分配の推移

2022年 7月	30円
2022年 5月	30円
2022年 3月	30円
2022年 1月	30円
2021年 11月	265円
2021年 9月	30円
直近1年間累計	415円
設定来累計	3,500円

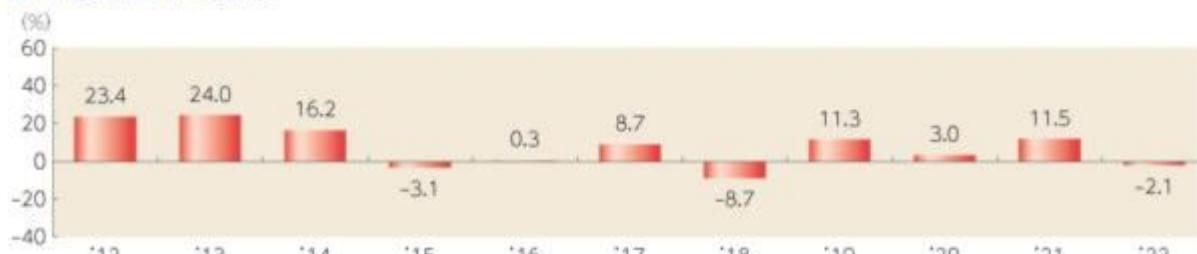
・分配金は1万口当たり、税引前

### ■主要な資産の状況

組入上位銘柄	資産クラス	比率
1 グローバル債券コア・ファンド(適格機関投資家専用)	海外債券	29.2%
2 ベアリングス・グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	ハイイールド債券	15.0%
3 アライアンス・バーンスタン・エマージング市場債券ファンドB(適格機関投資家専用)	エマージング債券	14.8%
4 グローバル・アセット・モデル・ファンドF(適格機関投資家専用)	絶対収益追求型運用	9.6%
5 MUAM G-REITマザーファンド	不動産投資信託	9.3%
6 MFS外國株グロース・ファンドF(適格機関投資家専用)	海外株式	5.0%
7 三菱UFJ 日本株スタイル・ミックス・ファンドF(適格機関投資家限定)	日本株式	4.0%
8 ストラテジック・バリュー・オープンF(適格機関投資家専用)	日本株式	3.8%
9 GIMエマージング株式ファンドF(適格機関投資家専用)	エマージング株式	2.8%
10 GIMザ・ジャパン(適格機関投資家専用)	日本株式	2.0%

・比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

### ■年間收益率の推移

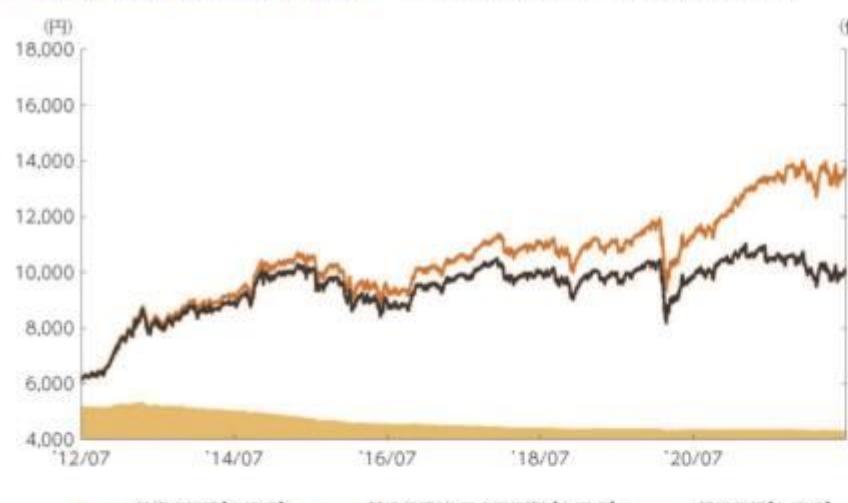


- ・收益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2022年は年初から7月29日までの收益率を表示
- ・ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

## 三菱UFJ 資産設計ファンド(バランス型)

### ■基準価額・純資産の推移 2012年7月31日～2022年7月29日



### ■基準価額・純資産

基準価額	10,116円
純資産総額	16.2億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

### ■分配の推移

2022年 7月	30円
2022年 4月	120円
2022年 1月	260円
2021年 10月	250円
2021年 7月	405円
2021年 4月	435円
直近1年間累計	660円
設定来累計	4,015円

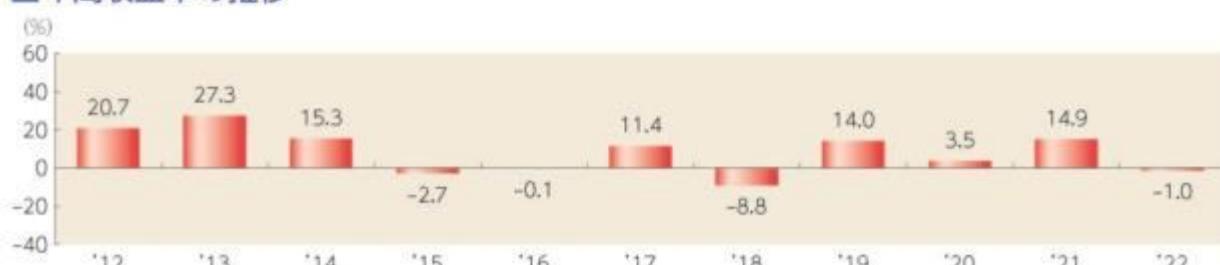
・分配金は1万口当たり、税引前

### ■主要な資産の状況

組入上位銘柄	資産クラス	比率
1 MFS外国株グロース・ファントF(適格機関投資家専用)	海外株式	24.7%
2 プローバル債券コア・ファンド(適格機関投資家専用)	海外債券	19.6%
3 プローバル・アセット・モデル・ファンドF(適格機関投資家専用)	絶対収益追求型運用	9.6%
4 MUAM G-REITマザーファンド	不動産投資信託	9.4%
5 三菱UFJ 日本債券ファンドF(適格機関投資家限定)	日本債券	4.9%
6 ノムラ日本債券オープンF(適格機関投資家専用)	日本債券	4.9%
7 ベアリングス・グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	ハイイールド債券	4.8%
8 アライアンス・バーンスタン・エマージング市場債券ファンドB(適格機関投資家専用)	エマージング債券	4.8%
9 ストラテジック・バリュー・オープンF(適格機関投資家専用)	日本株式	3.9%
10 三菱UFJ 日本株スタイル・ミックス・ファントF(適格機関投資家限定)	日本株式	3.8%

・比率はファンドの純資産純額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

### ■年間收益率の推移

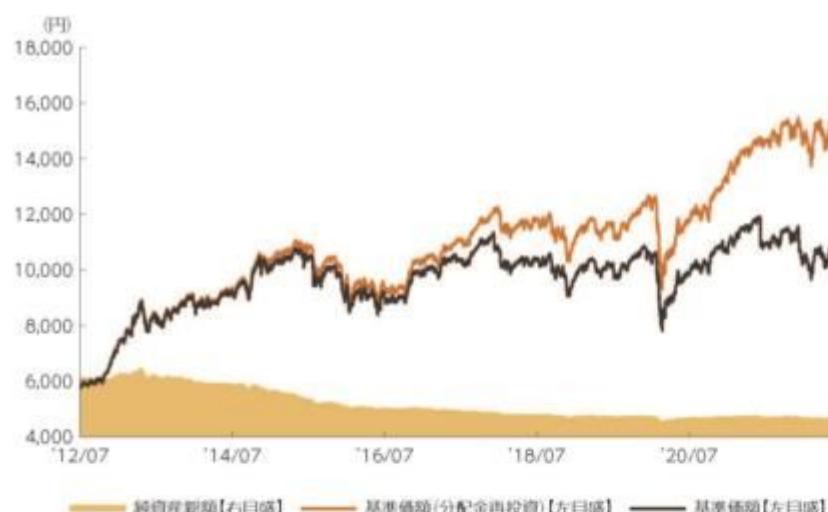


- ・收益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2022年は年初から7月29日までの收益率を表示
- ・ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

## 三菱UFJ資産設計ファンド(株式重視型)

### ■基準価額・純資産の推移 2012年7月31日～2022年7月29日



### ■基準価額・純資産

基準価額	10,428円
純資産総額	7.6億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

### ■分配の推移

2022年7月	190円
2022年1月	665円
2021年7月	860円
2021年1月	425円
2020年7月	25円
2020年1月	395円
設定来累計	4,665円

・分配金は1万口当たり、税引前

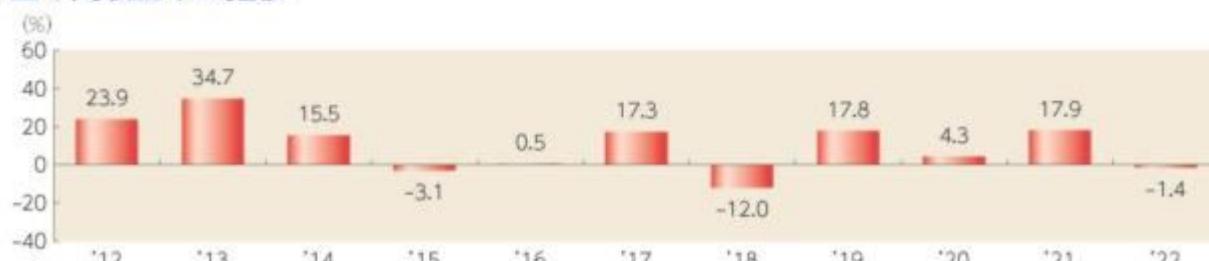
- ・基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

### ■主要な資産の状況

組入上位銘柄	資産クラス	比率
1 MFS外国株グロース・ファントF(適格機関投資家専用)	海外株式	29.9%
2 グローバル・アセット・モデル・ファンドF(適格機関投資家専用)	絶対収益追求型運用	9.8%
3 グローバル債券コア・ファンド(適格機関投資家専用)	海外債券	9.6%
4 MUAM G-REITマザーファンド	不動産投資信託	9.1%
5 三菱UFJ日本株スタイル・ミックス・ファントF(適格機関投資家限定)	日本株式	7.9%
6 ストラテジック・バリュー・オープンF(適格機関投資家専用)	日本株式	7.7%
7 GIMエマージング株式ファンドF(適格機関投資家専用)	エマージング株式	5.8%
8 ベアリングス・グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	ハイイールド債券	4.8%
9 アライアンス・バーンスタイル・エマージング市場債券ファンドB(適格機関投資家専用)	エマージング債券	4.7%
10 シュローダー・グローバル・エマージング株式ファンドF(適格機関投資家専用)	エマージング株式	3.9%

・比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

### ■年間收益率の推移



- ・收益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2022年は年初から7月29日までの收益率を表示
- ・ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込(販売)手続等】

#### 申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。  
ただし、以下の日は申込みができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日  
ニューヨークの銀行の休業日  
ロンドン証券取引所の休業日  
ロンドンの銀行の休業日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

**申込単位**  
販売会社が定める単位

**申込価額**  
取得申込受付日の翌営業日の基準価額

**申込価額の算出頻度**  
原則として、委託会社の営業日に計算されます。

**申込単位・申込価額の照会方法**  
申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。  
また、下記においてもご照会いただけます。  
三菱UFJ国際投信株式会社  
お客様専用フリーダイヤル 0120-151034  
(受付時間：営業日の9:00～17:00)  
なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。  
ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

**申込手数料**  
申込価額（発行価格）×2.2%（税抜 2%）を上限として販売会社が定める手数料率  
申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。  
スイッチングの際の申込手数料は、販売会社が定めるものとします。詳しくは販売会社にご確認ください。

**申込方法**  
取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。  
取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。  
なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

**申込受付時間**  
取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

**取得申込みの受付の中止および取消し**  
金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

**申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。**

## 2 【換金（解約）手続等】

**解約の受付**

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

**解約単位**

販売会社が定める単位

**解約価額**

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額

**信託財産留保額**

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.2%をかけた額

**解約価額の算出頻度**

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

**解約価額の照会方法**

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間：営業日の9:00～17:00)

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

**支払開始日**

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

**解約請求受付時間**

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

**解約請求受付の中止および取消し**

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

換金(解約)手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

**基準価額の算出方法**

**基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数**

なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

#### (資産の評価方法)

- ・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

- ・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

- ・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

- ・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

- ・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

- ・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

- ・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

#### 基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

#### 基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

無期限(2007年3月28日設定)

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることができます。

#### (4)【計算期間】

「三菱UFJ 資産設計ファンド(分配型)」

毎年1月10日から3月9日、3月10日から5月9日、5月10日から7月9日、7月10日から9月9日、9月10日から11月9日および11月10日から翌年1月9日まで

「三菱UFJ 資産設計ファンド(バランス型)」

毎年1月10日から4月9日、4月10日から7月9日、7月10日から10月9日および10月10日から翌年1月9日まで

「三菱UFJ 資産設計ファンド(株式重視型)」

毎年1月10日から7月9日および7月10日から翌年1月9日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

#### (5)【その他】

##### ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。(任意償還)

- ・各ファンドについて、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還せます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

##### 信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

##### ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します(ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。)。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

##### 異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間(1ヶ月以上)内に委託会社に対して異議を述べること

ができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。

#### 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

#### 運用報告書

委託会社は、毎年1月および7月に終了する計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

#### 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継せざることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継せざることがあります。

#### 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

#### 信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

#### 公告

委託会社が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

## 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

### (1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

#### 分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

#### 分配金再投資コース（累積投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自

動的に無手数料で全額再投資されます。

#### （2）償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

#### （3）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」を参照してください。

### 第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 隔月および四半期決算ファンドの計算期間は6カ月未満であるため、財務諸表は6カ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（令和4年1月12日から令和4年7月11日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

### 1【財務諸表】

## 【三菱UFJ 資産設計ファンド(分配型)】

### (1) 【貸借対照表】

(単位:円)

	前期 [ 令和 4年 1月11日現在 ]	当期 [ 令和 4年 7月11日現在 ]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	21,760,272	17,613,457
投資信託受益証券	662,644,417	606,853,405
投資証券	136,266,019	122,190,172
親投資信託受益証券	87,085,776	83,833,603
未収入金	6,169,432	-
流動資産合計	913,925,916	830,490,637
資産合計	913,925,916	830,490,637
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	2,654,553	2,519,639
未払解約金	1,018,218	-
未払受託者報酬	69,915	63,456
未払委託者報酬	1,415,812	1,284,931
未払利息	4	4
その他未払費用	4,875	4,416
流動負債合計	5,163,377	3,872,446
負債合計	5,163,377	3,872,446
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	884,851,295	839,879,890
剩余金		
期末剩余金又は期末欠損金( )	23,911,244	13,261,699
(分配準備積立金)	51,591,041	44,058,084
元本等合計	908,762,539	826,618,191
純資産合計	908,762,539	826,618,191
負債純資産合計	913,925,916	830,490,637

## (2)【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 令和 3年 7月10日 至 令和 4年 1月11日	当期 自 令和 4年 1月12日 至 令和 4年 7月11日
<b>営業収益</b>		
受取配当金	5,782,296	4,046,720
受取利息	43	12
有価証券売買等損益	23,049,111	30,157,216
その他収益	1,362,238	3,591
<b>営業収益合計</b>	<b>30,193,688</b>	<b>26,106,893</b>
<b>営業費用</b>		
支払利息	2,313	1,247
受託者報酬	209,680	187,206
委託者報酬	4,246,009	3,790,953
その他費用	14,616	13,039
<b>営業費用合計</b>	<b>4,472,618</b>	<b>3,992,445</b>
<b>営業利益又は営業損失( )</b>	<b>25,721,070</b>	<b>30,099,338</b>
<b>経常利益又は経常損失( )</b>	<b>25,721,070</b>	<b>30,099,338</b>
<b>当期純利益又は当期純損失( )</b>	<b>25,721,070</b>	<b>30,099,338</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	333,395	243,924
<b>期首剩余金又は期首次損金( )</b>	<b>27,921,385</b>	<b>23,911,244</b>
剩余金増加額又は欠損金減少額	188,409	1,163,012
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	-	1,152,679
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	188,409	10,333
<b>剩余金減少額又は欠損金増加額</b>	<b>971,506</b>	<b>299,673</b>
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	971,506	281,685
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	-	17,988
<b>分配金</b>	<b>29,281,509</b>	<b>7,693,020</b>
<b>期末剩余金又は期末欠損金( )</b>	<b>23,911,244</b>	<b>13,261,699</b>

### (3) 【注記表】

#### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。</p> <p>投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。</p> <p>親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。</p>
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>ファンドの特定期間</p> <p>当ファンドは、原則として毎年1月9日および7月9日を特定期間の末日としておりましたが、前特定期間および当特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は令和4年1月12日から令和4年7月11日までとなっております。</p>

#### (重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

#### (貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和4年 1月11日現在]	当期 [令和4年 7月11日現在]
1. 期首元本額	907,318,421円	884,851,295円
期中追加設定元本額	4,904,991円	1,706,102円
期中一部解約元本額	27,372,117円	46,677,507円
2. 元本の欠損  純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	円	13,261,699円
3. 受益権の総数	884,851,295口	839,879,890口

#### (損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和3年 7月10日 至 令和4年 1月11日	当期 自 令和4年 1月12日 至 令和4年 7月11日												
<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>第86期 令和3年 7月10日 令和3年 9月 9日</p> <table border="1" style="margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 33.33%;">項目</td> <td style="width: 33.33%;"></td> <td style="width: 33.33%;"></td> </tr> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">2,509,895円</td> </tr> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	2,509,895円	<p>1. 分配金の計算過程</p> <p>第89期 令和4年 1月12日 令和4年 3月 9日</p> <table border="1" style="margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 33.33%;">項目</td> <td style="width: 33.33%;"></td> <td style="width: 33.33%;"></td> </tr> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">218,224円</td> </tr> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	218,224円
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	2,509,895円											
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	218,224円											

前期 自 令和 3年 7月10日 至 令和 4年 1月11日			当期 自 令和 4年 1月12日 至 令和 4年 7月11日		
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	14,337,901円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	12,821,490円	収益調整金額	C	12,684,260円
分配準備積立金額	D	50,583,418円	分配準備積立金額	D	50,957,835円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	80,252,704円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	63,860,319円
当ファンドの期末残存口数	F	903,877,671口	当ファンドの期末残存口数	F	874,161,846口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	887円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	730円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,711,633円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,622,485円
第87期					
令和 3年 9月10日					
令和 3年11月 9日					
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,167,345円	費用控除後の配当等収益額	A	1,656,407円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	10,794,863円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	12,851,799円	収益調整金額	C	12,369,423円
分配準備積立金額	D	64,572,573円	分配準備積立金額	D	47,232,953円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	90,386,580円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	61,258,783円
当ファンドの期末残存口数	F	902,465,047口	当ファンドの期末残存口数	F	850,298,735口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,001円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	720円
1万口当たり分配金額	H	265円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	23,915,323円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,550,896円
第88期					
令和 3年11月10日					
令和 4年 1月11日					
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,836,315円	費用控除後の配当等収益額	A	818,335円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	12,806,762円	収益調整金額	C	12,248,820円
分配準備積立金額	D	52,409,279円	分配準備積立金額	D	45,759,388円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	67,052,356円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	58,826,543円
当ファンドの期末残存口数	F	884,851,295口	当ファンドの期末残存口数	F	839,879,890口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	757円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	700円
1万口当たり分配金額	H	30円	1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,654,553円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,519,639円

(金融商品に関する注記)

## 1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3年 7月10日 至 令和 4年 1月11日	当期 自 令和 4年 1月12日 至 令和 4年 7月11日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づいております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。  当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。  当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。  また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [ 令和 4年 1月11日現在 ]	当期 [ 令和 4年 7月11日現在 ]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券  売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1) 有価証券  同左

区分	前期 [令和4年1月11日現在]	当期 [令和4年7月11日現在]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。  (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(2) デリバティブ取引 同左  (3) 上記以外の金融商品 同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	前期 [令和4年1月11日現在]	当期 [令和4年7月11日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	10,023,020	1,830,792
投資証券	720,697	8,063,115
親投資信託受益証券	2,583,046	2,527,314
合計	8,160,671	12,421,221

## (デリバティブ取引に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (1口当たり情報)

	前期 [令和4年1月11日現在]	当期 [令和4年7月11日現在]
1口当たり純資産額	1,0270円	0,9842円
(1万口当たり純資産額)	(10,270円)	(9,842円)

## (4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表  
(1)株式

該当事項はありません。

## (2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	シユローダー・グローバル・エマージング株式ファンドF(適格機関投資家専用)	10,933,714	15,980,716	
	MFS外国株グロース・ファンドF(適格機関投資家専用)	6,846,397	41,064,689	
	アライアンス・バーンスタン・エマージング市場債券ファンドB(適格機関投資家専用)	143,982,159	121,175,385	
	グローバル・アセット・モデル・ファンドF(適格機関投資家専用)	6,707	82,522,928	
	ストラテジック・バリュー・オープンF(適格機関投資家専用)	1,599	31,513,092	
	三菱UFJ日本株スタイル・ミックス・ファンドF(適格機関投資家限定)	28,841,833	32,294,200	
	グローバル債券コア・ファンド(適格機関投資家専用)	199,008,405	242,412,138	
	GIMエマージング株式ファンドF(適格機関投資家専用)	41,585,644	23,762,036	
	GIMザ・ジャパン(適格機関投資家用)	3,746,393	16,128,221	
投資信託受益証券 合計		434,952,851	606,853,405	
投資証券	ペアリングス・グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	1,409,182.01	122,190,172	
投資証券 合計		1,409,182.01	122,190,172	
親投資信託受益証券	MUAM G - REITマザーファンド	32,890,500	76,644,732	
	MUAM J - REITマザーファンド	1,907,419	7,188,871	
親投資信託受益証券 合計		34,797,919	83,833,603	
合計		471,159,952.01	812,877,180	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【三菱UFJ 資産設計ファンド(バランス型)】

(1) 【貸借対照表】

(単位:円)

	前期 [ 令和 4年 1月11日現在 ]	当期 [ 令和 4年 7月11日現在 ]
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
コール・ローン	68,720,421	41,042,345
投資信託受益証券	1,384,634,443	1,334,001,470
投資証券	82,198,424	75,848,687
親投資信託受益証券	160,251,600	158,648,733
未収入金	15,731,000	-
流動資産合計	1,711,535,888	1,609,541,235
<b>資産合計</b>	<b>1,711,535,888</b>	<b>1,609,541,235</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
未払収益分配金	42,184,956	4,841,140
未払解約金	402,996	-
未払受託者報酬	192,473	177,324
未払委託者報酬	4,378,775	4,034,034
未払利息	15	10
その他未払費用	13,441	12,380
流動負債合計	47,172,656	9,064,888
<b>負債合計</b>	<b>47,172,656</b>	<b>9,064,888</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
元本	1,622,498,342	1,613,713,624
剩余金		
期末剩余金又は期末欠損金( )	41,864,890	13,237,277
(分配準備積立金)	57,753,839	34,395,724
元本等合計	1,664,363,232	1,600,476,347
<b>純資産合計</b>	<b>1,664,363,232</b>	<b>1,600,476,347</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>1,711,535,888</b>	<b>1,609,541,235</b>

## (2)【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 令和 3年 7月10日 至 令和 4年 1月11日	当期 自 令和 4年 1月12日 至 令和 4年 7月11日
<b>営業収益</b>		
受取配当金	4,558,122	3,446,316
受取利息	102	26
有価証券売買等損益	64,332,729	26,602,003
その他収益	1,148,006	2,152
<b>営業収益合計</b>	<b>70,038,959</b>	<b>23,153,509</b>
<b>営業費用</b>		
支払利息	5,729	2,649
受託者報酬	391,996	354,302
委託者報酬	8,917,897	8,060,164
その他費用	27,379	24,739
<b>営業費用合計</b>	<b>9,343,001</b>	<b>8,441,854</b>
<b>営業利益又は営業損失( )</b>	<b>60,695,958</b>	<b>31,595,363</b>
<b>経常利益又は経常損失( )</b>	<b>60,695,958</b>	<b>31,595,363</b>
<b>当期純利益又は当期純損失( )</b>	<b>60,695,958</b>	<b>31,595,363</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	1,565,352	905,391
期首剩余金又は期首次損金( )	66,933,584	41,864,890
剩余金増加額又は欠損金減少額	1,831,217	517,645
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	1,831,217	517,645
剩余金減少額又は欠損金増加額	2,073,959	643,864
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	2,073,959	643,864
<b>分配金</b>	<b>83,956,558</b>	<b>24,285,976</b>
<b>期末剩余金又は期末欠損金( )</b>	<b>41,864,890</b>	<b>13,237,277</b>

### (3) 【注記表】

#### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法  2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。</p> <p>投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。</p> <p>親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。</p> <p>ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年1月9日および7月9日を特定期間の末日としておりますが、前特定期間および当特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は令和4年1月12日から令和4年7月11日までとなっております。</p>
---	--

#### (重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

#### (貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和4年1月11日現在]	当期 [令和4年7月11日現在]
1. 期首元本額	1,653,377,337円	1,622,498,342円
期中追加設定元本額	49,401,068円	24,809,639円
期中一部解約元本額	80,280,063円	33,594,357円
2. 元本の欠損  純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	円	13,237,277円
3. 受益権の総数	1,622,498,342口	1,613,713,624口

#### (損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和3年7月10日 至 令和4年1月11日	当期 自 令和4年1月12日 至 令和4年7月11日												
1. 分配金の計算過程  第58期 令和3年7月10日 令和3年10月11日 <table border="1" style="margin-top: 5px;"> <tr> <td style="padding: 2px;">項目</td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">費用控除後の配当等収益額</td> <td style="padding: 2px;">A</td> <td style="padding: 2px;">3,107,793円</td> </tr> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	3,107,793円	1. 分配金の計算過程  第60期 令和4年1月12日 令和4年4月11日 <table border="1" style="margin-top: 5px;"> <tr> <td style="padding: 2px;">項目</td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">費用控除後の配当等収益額</td> <td style="padding: 2px;">A</td> <td style="padding: 2px;">808,978円</td> </tr> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	808,978円
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	3,107,793円											
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	808,978円											

前期 自 令和 3年 7月10日 至 令和 4年 1月11日			当期 自 令和 4年 1月12日 至 令和 4年 7月11日		
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	11,386,874円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	1,078,364円
収益調整金額	C	19,840,845円	収益調整金額	C	20,412,574円
分配準備積立金額	D	84,743,068円	分配準備積立金額	D	57,126,963円
当ファンドの分配対象収益額 $E=A+B+C+D$		119,078,580円	当ファンドの分配対象収益額 $E=A+B+C+D$		79,426,879円
当ファンドの期末残存口数	F	1,670,864,095口	当ファンドの期末残存口数	F	1,620,403,051口
1万口当たり収益分配対象額 $G=E/F*10,000$		712円	1万口当たり収益分配対象額 $G=E/F*10,000$		490円
1万口当たり分配金額	H	250円	1万口当たり分配金額	H	120円
収益分配金金額 $I=F*H/10,000$		41,771,602円	収益分配金金額 $I=F*H/10,000$		19,444,836円

第59期  
令和 3年10月12日  
令和 4年 1月11日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,633,447円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	41,002,492円
収益調整金額	C	19,850,183円
分配準備積立金額	D	55,302,856円
当ファンドの分配対象収益額 $E=A+B+C+D$		119,788,978円
当ファンドの期末残存口数	F	1,622,498,342口
1万口当たり収益分配対象額 $G=E/F*10,000$		738円
1万口当たり分配金額	H	260円
収益分配金金額 $I=F*H/10,000$		42,184,956円

第61期  
令和 4年 4月12日  
令和 4年 7月11日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	20,525,447円
分配準備積立金額	D	39,236,864円
当ファンドの分配対象収益額 $E=A+B+C+D$		59,762,311円
当ファンドの期末残存口数	F	1,613,713,624口
1万口当たり収益分配対象額 $G=E/F*10,000$		370円
1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額 $I=F*H/10,000$		4,841,140円

## (金融商品に関する注記)

## 1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3年 7月10日 至 令和 4年 1月11日	当期 自 令和 4年 1月12日 至 令和 4年 7月11日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づいております。	同左

区分	前期 自 令和 3年 7月10日 至 令和 4年 1月11日	当期 自 令和 4年 1月12日 至 令和 4年 7月11日
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>当ファンドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。</p> <p>当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。</p> <p>当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p>	同左

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [ 令和 4年 1月11日現在 ]	当期 [ 令和 4年 7月11日現在 ]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>( 1 ) 有価証券</p> <p>売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>( 2 ) デリバティブ取引</p> <p>デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>( 3 ) 上記以外の金融商品</p> <p>上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>( 1 ) 有価証券</p> <p>同左</p> <p>( 2 ) デリバティブ取引</p> <p>同左</p> <p>( 3 ) 上記以外の金融商品</p> <p>同左</p>

区分	前期 [令和4年1月11日現在]	当期 [令和4年7月11日現在]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	前期 [令和4年1月11日現在]	当期 [令和4年7月11日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	25,193,308	9,228,447
投資証券	172,255	7,896,435
親投資信託受益証券	15,328,939	12,243,741
合計	40,694,502	29,368,623

## (デリバティブ取引に関する注記)

## 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (1口当たり情報)

	前期 [令和4年1月11日現在]	当期 [令和4年7月11日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0258円 (10,258円)	0.9918円 (9,918円)

## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	シユローダー・グローバル・エマージング株式ファンドF(適格機関投資家専用)	20,030,374	29,276,394	
	MFS外国株グロース・ファンドF(適格機関投資家専用)	66,989,116	401,800,717	
	アライアンス・バーンスタン・エマージング市場債券ファンドB(適格機関投資家専用)	91,256,987	76,801,880	
	ノムラ日本債券オープンF(適格機関投資家専用)	5,928	79,168,440	
	グローバル・アセット・モデル・ファンドF(適格機関投資家専用)	12,626	155,350,304	
	ストラテジック・バリュー・オープンF(適格機関投資家専用)	3,175	62,572,900	
	三菱UFJ 日本債券ファンドF(適格機関投資家限定)	88,736,816	79,472,692	
	三菱UFJ 日本株スタイル・ミックス・ファンドF(適格機関投資家限定)	53,213,871	59,583,571	
	グローバル債券コア・ファンド(適格機関投資家専用)	257,752,963	313,968,884	
	GIMエマージング株式ファンドF(適格機関投資家専用)	80,314,538	45,891,727	
	GIMザ・ジャパン(適格機関投資家用)	6,995,113	30,113,961	
投資信託受益証券 合計		665,311,507	1,334,001,470	
投資証券	ペアリングス・グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	874,739.79	75,848,687	
投資証券 合計		874,739.79	75,848,687	
親投資信託受益証券	MUAM G - REITマザーファンド	62,129,713	144,780,870	
	MUAM J - REITマザーファンド	3,679,552	13,867,863	
親投資信託受益証券 合計		65,809,265	158,648,733	
合計		731,995,511.79	1,568,498,890	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【三菱UFJ 資産設計ファンド(株式重視型)】

(1) 【貸借対照表】

(単位:円)

	第30期 [ 令和 4年 1月11日現在 ]	第31期 [ 令和 4年 7月11日現在 ]
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
コール・ローン	66,026,619	35,340,640
投資信託受益証券	652,350,959	622,066,940
投資証券	38,097,283	35,675,638
親投資信託受益証券	74,705,584	73,961,451
未収入金	15,344,000	-
流動資産合計	846,524,445	767,044,669
<b>資産合計</b>	<b>846,524,445</b>	<b>767,044,669</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
未払収益分配金	49,367,148	13,895,428
未払解約金	-	2,079,213
未払受託者報酬	186,031	168,629
未払委託者報酬	4,697,291	4,257,793
未払利息	15	8
その他未払費用	12,038	10,900
流動負債合計	54,262,523	20,411,971
<b>負債合計</b>	<b>54,262,523</b>	<b>20,411,971</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
元本	742,363,138	731,338,324
剩余金		
期末剩余金又は期末欠損金( )	49,898,784	15,294,374
(分配準備積立金)	60,694,934	43,700,182
元本等合計	792,261,922	746,632,698
<b>純資産合計</b>	<b>792,261,922</b>	<b>746,632,698</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>846,524,445</b>	<b>767,044,669</b>

## (2)【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第30期 自 令和3年7月10日 至 令和4年1月11日	第31期 自 令和4年1月12日 至 令和4年7月11日
<b>営業収益</b>		
受取配当金	2,624,747	2,055,182
受取利息	37	13
有価証券売買等損益	37,733,816	20,482,112
その他収益	536,393	1,053
<b>営業収益合計</b>	<b>40,894,993</b>	<b>18,425,864</b>
<b>営業費用</b>		
支払利息	2,572	1,330
受託者報酬	186,031	168,629
委託者報酬	4,697,291	4,257,793
その他費用	12,038	10,900
<b>営業費用合計</b>	<b>4,897,932</b>	<b>4,438,652</b>
<b>営業利益又は営業損失( )</b>	<b>35,997,061</b>	<b>22,864,516</b>
<b>経常利益又は経常損失( )</b>	<b>35,997,061</b>	<b>22,864,516</b>
<b>当期純利益又は当期純損失( )</b>	<b>35,997,061</b>	<b>22,864,516</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	210,700	2,870,278
期首剩余金又は期首次損金( )	61,734,699	49,898,784
剩余金増加額又は欠損金減少額	2,646,566	1,907,628
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	2,646,566	1,907,628
剩余金減少額又は欠損金増加額	901,694	2,622,372
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	901,694	2,622,372
分配金	49,367,148	13,895,428
<b>期末剩余金又は期末欠損金( )</b>	<b>49,898,784</b>	<b>15,294,374</b>

### (3) 【注記表】

#### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。</p> <p>投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。</p> <p>親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。</p>
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>ファンドの計算期間</p> <p>当ファンドは、原則として毎年1月9日および7月9日を計算期間の末日としておりましたが、前計算期間および当計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は令和4年1月12日から令和4年7月11日までとなっております。</p>

#### (重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

#### (貸借対照表に関する注記)

	第30期 [令和4年1月11日現在]	第31期 [令和4年7月11日現在]
1. 期首元本額	722,784,943円	742,363,138円
期中追加設定元本額	30,356,973円	29,155,823円
期中一部解約元本額	10,778,778円	40,180,637円
2. 受益権の総数	742,363,138口	731,338,324口

#### (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第30期 自 令和3年7月10日 至 令和4年1月11日			第31期 自 令和4年1月12日 至 令和4年7月11日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,778,966円	費用控除後の配当等収益額	A	円
費用控除後・繰越欠損金補填	B	32,007,395円	費用控除後・繰越欠損金補填	B	円
後の有価証券売買等損益額			後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額	C	21,556,921円	収益調整金額	C	23,512,314円
分配準備積立金額	D	74,275,721円	分配準備積立金額	D	57,595,610円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	131,619,003円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	81,107,924円
当ファンドの期末残存口数	F	742,363,138口	当ファンドの期末残存口数	F	731,338,324口

第30期 自 令和 3年 7月10日 至 令和 4年 1月11日			第31期 自 令和 4年 1月12日 至 令和 4年 7月11日		
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,772円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,109円
1万口当たり分配金額	H	665円	1万口当たり分配金額	H	190円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	49,367,148円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	13,895,428円

## (金融商品に関する注記)

## 1 金融商品の状況に関する事項

区分	第30期 自 令和 3年 7月10日 至 令和 4年 1月11日	第31期 自 令和 4年 1月12日 至 令和 4年 7月11日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に 係るリスク	当ファンドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。  当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。  当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。  また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第30期 [令和4年1月11日現在]	第31期 [令和4年7月11日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	<p>(1)有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1)有価証券 同左</p> <p>(2)デリバティブ取引 同左</p> <p>(3)上記以外の金融商品 同左</p>
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第30期 [令和4年1月11日現在]	第31期 [令和4年7月11日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	22,143,383	10,816,133
投資証券	79,837	5,249,161
親投資信託受益証券	8,333,716	597,843
合計	30,556,936	16,663,137

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第30期 [令和4年1月11日現在]	第31期 [令和4年7月11日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,0672円 (10,672円)	1,0209円 (10,209円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	シユローダー・グローバル・エマージング株式ファンドF(適格機関投資家専用)	20,631,268	30,154,661	
	MFS外国株グロース・ファンドF(適格機関投資家専用)	37,287,599	223,651,018	
	アライアンス・バーンスタイン・エマージング市場債券ファンドB(適格機関投資家専用)	42,109,914	35,439,703	
	グローバル・アセット・モデル・ファンドF(適格機関投資家専用)	5,895	72,532,080	
	ストラテジック・バリュー・オープンF(適格機関投資家専用)	2,920	57,547,360	
	三菱UFJ日本株スタイル・ミックス・ファンドF(適格機関投資家限定)	51,952,488	58,171,200	
	グローバル債券コア・ファンド(適格機関投資家専用)	59,072,597	71,956,330	
	GIMエマージング株式ファンドF(適格機関投資家専用)	78,274,592	44,726,101	
	GIMザ・ジャパン(適格機関投資家用)	6,478,162	27,888,487	
投資信託受益証券 合計		295,815,435	622,066,940	
投資証券	ペアリングス・グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	411,436.26	35,675,638	
投資証券 合計		411,436.26	35,675,638	
親投資信託受益証券	MUAM G - REITマザーファンド	29,653,161	69,100,761	
	MUAM J - REITマザーファンド	1,289,684	4,860,690	
親投資信託受益証券 合計		30,942,845	73,961,451	

合計	327,169,716.26	731,704,029
----	----------------	-------------

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2 【ファンドの現況】

### 【三菱UFJ 資産設計ファンド(分配型)】

#### 【純資産額計算書】

令和 4年 7月29日現在  
(単位:円)

資産総額	843,598,246
負債総額	386,167
純資産総額( - )	843,212,079
発行済口数	840,310,112口
1口当たり純資産価額( / )	1.0035
(10,000口当たり)	(10,035)

### 【三菱UFJ 資産設計ファンド(バランス型)】

#### 【純資産額計算書】

令和 4年 7月29日現在  
(単位:円)

資産総額	1,624,822,993
負債総額	832,409
純資産総額( - )	1,623,990,584
発行済口数	1,605,351,185口
1口当たり純資産価額( / )	1.0116
(10,000口当たり)	(10,116)

### 【三菱UFJ 資産設計ファンド(株式重視型)】

#### 【純資産額計算書】

令和 4年 7月29日現在  
(単位:円)

資産総額	763,440,706
負債総額	431,516
純資産総額( - )	763,009,190
発行済口数	731,684,848口
1口当たり純資産価額( / )	1.0428
(10,000口当たり)	(10,428)

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

##### (1)名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

##### (2)受益者等に対する特典

該当事項はありません。

##### (3)譲渡制限の内容

該当事項はありません。

##### (4)受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

##### (5)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

##### (6)質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受け付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額等

2022年7月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

##### (2) 委託会社の機構

###### ・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

###### ・投資運用の意思決定機構

###### 投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

###### 運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

###### 運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

###### ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

###### 投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

###### 投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

###### ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

###### 運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信

託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2022年7月29日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	899	20,193,882
追加型公社債投資信託	16	1,402,272
単位型株式投資信託	95	483,049
単位型公社債投資信託	52	161,964
合計	1,062	22,241,167

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

### 3【委託会社等の経理状況】

#### (1)財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

#### (2)監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度（自令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

#### (1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金	2 56,803,388	2 51,593,362
有価証券	2,001	293,326
前払費用	598,135	645,109
未収入金	31,359	61,092
未収委託者報酬	13,216,357	15,750,264

未収収益	2	662,230	2	783,790
金銭の信託		2,300,000		8,401,300
その他		269,506		295,584
流動資産合計		73,882,978		77,823,830

## 固定資産

有形固定資産				
建物	1	548,902	1	391,042
器具備品	1	1,435,369	1	1,079,023
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		2,612,705		2,098,499
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,569,171		4,381,293
ソフトウェア仮勘定		1,895,190		1,581,652
無形固定資産合計		5,480,184		5,978,768
投資その他の資産				
投資有価証券		18,616,670		16,803,642
関係会社株式		320,136		159,536
投資不動産	1	814,684	1	810,684
長期差入保証金		538,497		524,244
前払年金費用		258,835		189,708
繰延税金資産		916,962		982,406
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		23,600		23,600
投資その他の資産合計		21,487,417		19,491,852
固定資産合計		29,580,307		27,569,120
資産合計		103,463,286		105,392,950

(単位：千円)

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	533,622	565,222
未払金		
未払収益分配金	158,856	197,334
未払償還金	133,877	7,418
未払手数料	2 5,200,810	2 6,423,139
その他未払金	2 4,412,521	2 4,565,457
未払費用	2 4,755,909	2 4,328,968
未払消費税等	752,617	1,112,923
未払法人税等	873,027	769,692
賞与引当金	933,381	942,287
役員賞与引当金	160,710	149,028
その他	691,143	5,517
流動負債合計	18,606,476	19,066,990

## 固定負債

長期未払金	21,600	10,800
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
役員退職慰労引当金	117,938	117,938
時効後支払損引当金	245,426	250,214
固定負債合計	1,530,479	1,625,252
負債合計	20,136,956	20,692,243

## (純資産の部)

## 株主資本

資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	26,951,289	29,000,498
利益剰余金合計	34,291,879	36,341,088
株主資本合計	81,024,723	83,073,932

(単位：千円)

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,301,606	1,626,775
評価・換算差額等合計	2,301,606	1,626,775
純資産合計	83,326,329	84,700,707
負債純資産合計	103,463,286	105,392,950

## (2) 【損益計算書】

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	67,963,712	79,977,953
投資顧問料	2,443,980	2,711,169
その他営業収益	21,613	13,459
営業収益合計	70,429,306	82,702,582
営業費用		
支払手数料	2	26,689,896
	2	31,644,834

広告宣伝費	668,150	720,785
公告費	250	500
調査費		
調査費	2,077,942	2,430,158
委託調査費	12,035,954	14,557,009
事務委託費	798,528	1,450,062
営業雑経費		
通信費	296,490	138,868
印刷費	378,180	379,428
協会費	51,841	49,590
諸会費	16,613	17,729
事務機器関連費	1,977,769	2,172,978
その他営業雑経費	8,391	649
営業費用合計	45,000,009	53,562,596
一般管理費		
給料		
役員報酬	352,879	414,260
給料・手当	6,461,546	6,496,233
賞与引当金繰入	933,381	942,287
役員賞与引当金繰入	160,710	149,028
福利厚生費	1,272,568	1,282,310
交際費	2,721	4,874
旅費交通費	22,768	21,698
租税公課	402,939	430,233
不動産賃借料	666,331	724,961
退職給付費用	481,135	494,615
役員退職慰労引当金繰入	11,763	-
固定資産減価償却費	1,358,911	2,249,287
諸経費	413,538	379,054
一般管理費合計	12,541,193	13,588,846
営業利益	12,888,103	15,551,139

(単位：千円)

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日 )	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日 )
営業外収益		
受取配当金	170,807	243,133
受取利息	2,726	7,408
投資有価証券償還益	81,557	1,089,101
収益分配金等時効完成分	275,835	137,485
受取賃貸料	65,808	65,808
その他	12,504	36,211
営業外収益合計	609,239	1,579,148
営業外費用		
投資有価証券償還損	95,946	3,074
時効後支払損引当金繰入	16,395	16,548
事務過誤費		76,076
賃貸関連費用	13,472	15,780

その他		2,932		7,585
営業外費用合計		128,747		119,066
経常利益		13,368,595		17,011,221
特別利益				
投資有価証券売却益		2,007,655		605,706
特別利益合計		2,007,655		605,706
特別損失				
投資有価証券売却損		51,737		28,188
投資有価証券評価損		26,317		36,558
固定資産除却損	1	536	1	13,094
特別損失合計		78,591		77,840
税引前当期純利益		15,297,659		17,539,087
法人税、住民税及び事業税	2	4,755,427	2	5,366,608
法人税等調整額		19,122		22,446
法人税等合計		4,736,304		5,389,054
当期純利益		10,561,354		12,150,032

## (3)【株主資本等変動計算書】

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

(単位:千円)

資本金	株主資本							株主資本合計	
	資本準備金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039
当期変動額									
剩余金の配当							9,457,670	9,457,670	9,457,670
当期純利益							10,561,354	10,561,354	10,561,354
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計							1,103,684	1,103,684	1,103,684
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854
当期変動額			
剩余金の配当			9,457,670
当期純利益			10,561,354
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,299,791	2,299,791	2,299,791
当期変動額合計	2,299,791	2,299,791	3,403,475
当期末残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329

第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本			
	資本剰余金		利益剰余金	
			その他利益剰余金	

	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723
会計方針の変更による累積的影響額							475,687	475,687	475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,426,976	34,767,566	81,500,410
当期変動額									
剰余金の配当							10,576,511	10,576,511	10,576,511
当期純利益							12,150,032	12,150,032	12,150,032
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計							1,573,521	1,573,521	1,573,521
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329
会計方針の変更による累積的影響額			475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,802,017
当期変動額			
剰余金の配当			10,576,511
当期純利益			12,150,032
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	674,831	674,831	674,831
当期変動額合計	674,831	674,831	898,690
当期末残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707

## [注記事項]

### (重要な会計方針)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

##### (2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

#### 2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

投資不動産 3年～47年

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採

用しております。

#### 4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### 5. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

##### (3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

##### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

###### 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

###### 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

##### (5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

##### (6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

#### 6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

##### (1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

##### (2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

#### 7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

##### (1) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

##### (2) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 令和2年3月31日）により「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取り扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 令和3年8月12日）を適用する予定であります。

## (会計方針の変更)

## (1)収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、流動負債のその他は484,886千円減少、繰延税金資産は148,472千円減少、繰越利益剰余金は336,414千円増加しております。

当事業年度の損益計算書は、委託者報酬、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ200,739千円減少しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は475,687千円増加しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

## (2)時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしたしました。なお、時価算定会計基準等の適用による、財務諸表への影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしたしました。

## (未適用の会計基準等)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)

## (1)概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号)の令和3年6月17日の改正は、令和元年7月4日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね1年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

## (2)適用予定期

令和5年3月期の期首より適用します。

## (3)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

## (貸借対照表関係)

## 1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
建物	643,920千円	805,250千円
器具備品	1,545,179千円	2,054,366千円
投資不動産	151,833千円	157,995千円

## 2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるもののは次の通りであります。

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
預金	40,328,414千円	43,782,913千円
未収収益	14,138千円	13,741千円

未払手数料	772,495千円	836,105千円
その他未払金	3,425,136千円	3,887,520千円
未払費用	349,222千円	337,847千円

## (損益計算書関係)

## 1. 固定資産除却損の内訳

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
建物	-	2,599千円
器具備品	536千円	10,495千円
計	536千円	13,094千円

## 2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
支払手数料	5,128,270千円	5,153,589千円
受取利息	143千円	7,377千円
受取賃貸料	65,808千円	65,808千円
法人税、住民税及び事業税	3,492,898千円	4,062,765千円

## (株主資本等変動計算書関係)

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,457,670千円
1株当たり配当額	44,700円
基準日	令和2年3月31日
効力発生日	令和2年6月29日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	10,576,511千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	49,988円
基準日	令和3年3月31日
効力発生日	令和3年6月29日

第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581

合計	211,581	-	-	211,581
----	---------	---	---	---------

## 2.配当に関する事項

## (1)配当金支払額

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	10,576,511千円
1株当たり配当額	49,988円
基準日	令和3年3月31日
効力発生日	令和3年6月29日

## (2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和4年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額	6,075,125千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	28,713円
基準日	令和4年3月31日
効力発生日	令和4年6月29日

## (リース取引関係)

## 借主側

## オペレーティング・リース取引

## オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
1年内	709,808千円	709,808千円
1年超	709,808千円	414,054千円
合計	1,419,616千円	1,123,863千円

## (金融商品関係)

## 1.金融商品の状況に関する事項

## (1)金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託(合同運用指定金銭信託)で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

## (2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

## (3)金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

## 2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません(注2参照)。

## 第36期(令和3年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 有価証券	2,001	2,001	-
(2) 金銭の信託	2,300,000	2,300,000	-
(3) 投資有価証券	18,585,310	18,585,310	-
資産計	20,887,311	20,887,311	-

(注1)「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式(前事業年度の貸借対照表計上額31,360千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式(前事業年度の貸借対照表計上額 子会社株式160,600千

円 関連会社株式159,536千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載してありません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第36期(令和3年3月31日現在)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,803,388	-	-	-
金銭の信託	2,300,000	-	-	-
未収委託者報酬	13,216,357	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	2,001	8,412,286	3,123,026	11,398
合計	72,321,747	8,412,286	3,123,026	11,398

第37期(令和4年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 有価証券	293,326	293,326	-
(2) 金銭の信託	8,401,300	8,401,300	-
(3) 投資有価証券	16,772,282	16,772,282	-
資産計	25,466,909	25,466,909	-

(注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

非上場株式(当事業年度の貸借対照表計上額31,360千円)は、市場価格がないため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

また、関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額 関連会社株式159,536千円)は、市場価格がないため、記載していません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第37期(令和4年3月31日現在)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	51,593,362	-	-	-
金銭の信託	8,401,300	-	-	-
未収委託者報酬	15,750,264	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	293,326	6,911,464	3,695,585	-
合計	76,038,253	6,911,464	3,695,585	-

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される

当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価

## の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

なお、財務諸表等規則附則（令和3年9月24日内閣府令第9号）に基づく経過措置を適用した投資信託（貸借対照表計上額 有価証券 293,326千円、投資有価証券16,772,282千円）は、次表には含めておりません。

## 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	-	8,401,300	-	8,401,300
資産計	-	8,401,300	-	8,401,300

## (注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## 金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## (有価証券関係)

## 1.子会社株式及び関連会社株式

前事業年度の子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

また、当事業年度の関連会社株式（貸借対照表計上額は関連会社株式159,536千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

## 2.その他有価証券

## 第36期(令和3年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	14,810,957	11,362,471	3,448,485
	小計	14,810,957	11,362,471	3,448,485
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,076,354	6,207,447	131,093
	小計	6,076,354	6,207,447	131,093
合計		20,887,311	17,569,919	3,317,392

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は2,300,000千円、取得原価は2,300,000千円）を含めております。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

## 第37期(令和4年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	19,193,250	16,560,340	2,632,910
	小計	19,193,250	16,560,340	2,632,910
貸借対照表計上	株式	-	-	-

額が取得原価を超えないもの	債券	-	-	-
	その他	6,273,658	6,561,836	288,177
	小計	6,273,658	6,561,836	288,177
合計	25,466,909	23,122,176	2,344,732	

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は8,401,300千円、取得原価は8,400,000千円)を含めてあります。

非上場株式(貸借対照表計上額は31,360千円)は、市場価格がないため、含めておりません。

### 3. 売却したその他有価証券

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	5,747,529	2,007,655	51,737
合計	5,747,529	2,007,655	51,737

第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	4,164,921	605,706	28,188
合計	4,164,921	605,706	28,188

### 4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について26,317千円(その他有価証券のその他26,317千円)減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について36,558千円(その他有価証券のその他36,558千円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

### (退職給付関係)

#### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度(積立型制度)及び退職一時金制度(非積立型制度)を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

#### 2. 確定給付制度

##### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
	退職給付債務の期首残高	3,718,736 千円
	勤務費用	203,106
利息費用		19,110
数理計算上の差異の発生額		18,826
退職給付の支払額		192,890
過去勤務費用の発生額		-
退職給付債務の期末残高	3,729,235	3,723,521

##### (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
-------------------------------------	-------------------------------------

年金資産の期首残高	2,460,824 千円	2,649,846 千円
期待運用収益	44,130	47,588
数理計算上の差異の 発生額	304,281	1,824
事業主からの拠出額	-	-
退職給付の支払額	159,390	115,331
年金資産の期末残高	2,649,846	2,583,927

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
積立型制度の 退職給付債務	2,810,893 千円	2,675,015 千円
年金資産	2,649,846	2,583,927
	161,046	91,087
非積立型制度の退職給付債 務	918,342	1,048,506
未積立退職給付債務	1,079,388	1,139,593
未認識数理計算上の差異	161,333	205,679
未認識過去勤務費用	354,043	288,681
貸借対照表に計上された負 債と資産の純額	886,678	1,056,591
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
前払年金費用	258,835	189,708
貸借対照表に計上された負 債と資産の純額	886,678	1,056,591

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
勤務費用	203,106 千円	198,457 千円
利息費用	19,110	21,549
期待運用収益	44,130	47,588
数理計算上の差異の 費用処理額	41,361	3,547
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	44,446	109,013
確定給付制度に係る 退職給付費用	329,255	343,245

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額、再就職支援金及び退職金です。

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
債券	62.7 %	62.0 %
株式	35.4	36.3
その他	1.9	1.7
合計	100	100

## 長期期待運用收益率の設定方法

年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の收益率を考慮しております。

## (6)数理計算上の計算基礎に関する事項

## 主要な数理計算上の計算基礎

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
割引率	0.051 ~ 0.59%	0.078 ~ 0.72%
長期期待運用收益率	1.5 ~ 1.8%	1.5 ~ 1.8%

## 3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度151,880千円、当事業年度151,370千円であります。

## (税効果会計関係)

## 1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
<b>繰延税金資産</b>		
減損損失	418,394千円	410,082千円
投資有価証券評価損	188,859	65,490
未払事業税	180,263	165,702
賞与引当金	285,801	288,528
役員賞与引当金	25,472	25,799
役員退職慰労引当金	36,112	36,112
退職給付引当金	350,756	381,617
減価償却超過額	68,024	145,316
委託者報酬	209,938	-
長期差入保証金	48,639	52,869
時効後支払損引当金	75,149	76,615
連結納税適用による時価評価	38,873	35,311
その他	87,023	76,257
<b>繰延税金資産 小計</b>	<b>2,013,308</b>	<b>1,759,702</b>
<b>評価性引当額</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>繰延税金資産 合計</b>	<b>2,013,308</b>	<b>1,759,702</b>
<b>繰延税金負債</b>		
前払年金費用	79,225	58,088
連結納税適用による時価評価	1,203	1,149
その他有価証券評価差額金	1,015,785	717,957
その他	101	101
<b>繰延税金負債 合計</b>	<b>1,096,346</b>	<b>777,296</b>
<b>繰延税金資産の純額</b>	<b>916,962</b>	<b>982,406</b>

## 2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

## 第36期(令和3年3月31日現在)及び第37期(令和4年3月31日現在)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

## (収益認識関係)

## 1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な

要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

## 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針)の6.収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係 並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

### (セグメント情報等)

#### [セグメント情報]

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)及び第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### [関連情報]

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)及び第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

### 1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

### 2. 地域ごとの情報

#### (1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

#### (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

#### [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### [報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### [報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### (関連当事者情報)

#### 1. 関連当事者との取引

##### (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
親会社	三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,492,898 千円	その他未払金	3,425,136 千円
親	三菱UFJ 信託銀行株	東京都 千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,128,270 千円	未払手数料	772,495 千円

会社					投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	523,327 千円	未払費用	290,120 千円
----	--	--	--	--	----------------	---------------	---------------	------	---------------

## 第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
親会社	株三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	4,062,765 千円	その他未払金	3,887,520 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,153,589 千円	未払手数料	836,105 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	499,388 千円	未払費用	272,264 千円

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。
- 2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
- 3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
- 4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

## (2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

## 第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
同一の親会社を持つ会社	株三菱UFJ 銀行	東京都 千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注1)	3,729,785 千円	未払手数料	764,501 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券(株)	東京都 千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注1)	5,655,482 千円	未払手数料	1,193,245 千円

## 第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
同一の親会社を持つ会社	株三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	4,097,951千円	未払手数料	838,058千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	7,025,984千円	未払手数料	1,319,958千円

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

## 2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

## (1株当たり情報)

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
1株当たり純資産額	393,827.09円	400,322.84円
1株当たり当期純利益金額	49,916.36円	57,424.97円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号令和2年3月31日）等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当事業年度の1株当たり純資産額は2,248.25円増加し、1株当たり純利益金額は658.24円減少しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
当期純利益金額（千円）	10,561,354	12,150,032
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	10,561,354	12,150,032
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5 【その他】

##### 定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### 訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

#### 第2 【その他の関係法人の概況】

##### 1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

###### ( 1 ) 受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社  
(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)  
資本金の額：324,279百万円(2022年3月末現在)  
事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

###### ( 2 ) 販売会社

名称	資本金の額 (2022年3月末現在)	事業の内容
株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958 百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

##### 2 【関係業務の概要】

( 1 ) 受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

(2) 販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

### 3 【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2022年7月末現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

### 第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2022年 1月20日	臨時報告書
2022年 1月20日	臨時報告書
2022年 3月22日	臨時報告書
2022年 4月 8日	有価証券届出書
2022年 4月 8日	有価証券報告書
2022年 4月20日	臨時報告書
2022年 5月20日	臨時報告書

# 独立監査人の監査報告書

令和4年6月10日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員  
公認会計士 青木 裕晃

指定有限責任社員  
業務執行社員  
公認会計士 伊藤 鉄也

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和4年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

令和4年9月14日

三菱UFJ国際投信株式会社  
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ 資産設計ファンド（分配型）の令和4年1月12日から令和4年7月11日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ 資産設計ファンド（分配型）の令和4年7月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

令和4年9月14日

三菱UFJ国際投信株式会社  
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ資産設計ファンド（バランス型）の令和4年1月12日から令和4年7月11日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ資産設計ファンド（バランス型）の令和4年7月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

令和4年9月14日

三菱UFJ国際投信株式会社  
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ資産設計ファンド（株式重視型）の令和4年1月12日から令和4年7月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ資産設計ファンド（株式重視型）の令和4年7月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。